

# 平成30年第3回諏訪広域連合議会定例会

平成30年9月26日 開 会

平成30年9月27日 閉 会

## 目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔9月26日(水)〕	7
議案第19号から認定第5号までの7件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第19号及び第20号、認定第1号から認定第3号、認定第5号 事務局長補足説明	
認定第4号 消防長補足説明	
議案第19号から認定第5号まで7件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔9月27日(木)〕	33
一般質問	
議案第19号から認定第5号までの7件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	71

諏訪広域連合告示第18号

平成30年第3回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年9月19日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 平成30年9月26日(水) 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

平成30年第3回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
9月26日 (水)	11:00		議会運営委員会
	13:00		全員協議会
	13:30	(開会) 広域連合長あいさつ 提案説明 補足説明 監査報告 議案質疑 委員会付託	
	15:00		常任委員会 議案審査
9月27日 (木)	9:30	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	林元夫	2番	金井敬子
3番	宮坂徹	4番	増澤義治
5番	牛山智明	6番	小松孝一郎
7番	金子喜彦	8番	廻本多都子
9番	矢島昌彦	10番	小林庄三郎
11番	小池賢保	12番	望月克治
13番	北沢千登勢	14番	伊藤玲子
15番	両角昌英	16番	武井富美男
17番	今井秀実	18番	笠原順子
19番	渡辺太郎	20番	八木敏郎
21番	小池勇	22番	五味平一

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

## 本定例会に付議された事件

### ○広域連合長提出

- 議案第 19 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 平成 30 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 認定第 1 号 平成 29 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 29 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 29 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 29 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 29 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

### ○一般質問

4 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

平成30年9月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	牛 山 智 明 ( 諏 訪 市 )	1. 諏訪広域消防本部関係について (1) 諏訪広域消防本部に提出する書類について (2) 特別救助隊の配置について 2. 消防団員確保について (1) 消防団員確保のための教材製作について (2) 消防団員確保のための他の取り組みについて 3. 介護職員に関する事業所実態調査について (1) 現場職員アンケート実施について (2) 潜在介護士等の発掘について
2	金 井 敬 子 ( 下 諏 訪 町 )	1. 特別養護老人ホームの入所申し込み窓口の変更について 2. 特別養護老人ホーム待機者の動向と今後の施設整備について
3	今 井 秀 実 ( 岡 谷 市 )	諏訪広域消防の課題について (1) 消防ポンプ車、救急自動車等消防車両、資機材等の整備について (2) 消防職員数増員等、人員体制の充実強化 (3) 消防団との連携について (4) 大規模災害への対応について
4	望 月 克 治 ( 茅 野 市 )	1. 介護労働者の現状と労働環境の改善に向けた取り組みについて 2. 介護現場での問題について 3. 医療機関との連携について 4. 病院から地域に帰る患者の状況の引継ぎの構築について



## 平成30年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月26日（水）

午後 1時40分 開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 認定第 1号 平成29年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第 9  
議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正についてから認定第5号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで7件一括議題  
広域連合長あいさつ、提出議題の説明  
議案第19号及び第20号並びに消防特別会計を除く4会計の決算認定議案 事務局長補足説明  
認定第4号 消防長補足説明  
議案第19号から認定第5号まで7件各質疑

認定第1号のうち所管部分及び認定第4号、認定第5号 総務消防委員会に付託  
議案第19号、議案第20号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号 福祉環境委員会に付託

散 会

〇出席議員（22名）

| 議席  |         | 議席  |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 林 元 夫   | 2番  | 金 井 敬 子 |
| 3番  | 宮 坂 徹   | 4番  | 増 澤 義 治 |
| 5番  | 牛 山 智 明 | 6番  | 小 松 孝一郎 |
| 7番  | 金 子 喜 彦 | 8番  | 廻 本 多都子 |
| 9番  | 矢 島 昌 彦 | 10番 | 小 林 庄三郎 |
| 11番 | 小 池 賢 保 | 12番 | 望 月 克 治 |
| 13番 | 北 沢 千登勢 | 14番 | 伊 藤 玲 子 |
| 15番 | 両 角 昌 英 | 16番 | 武 井 富美男 |
| 17番 | 今 井 秀 実 | 18番 | 笠 原 順 子 |
| 19番 | 渡 辺 太 郎 | 20番 | 八 木 敏 郎 |
| 21番 | 小 池 勇   | 22番 | 五 味 平 一 |

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆ かり  | 副 広 域 連 合 長 | 今 井 竜 五 |
| 副 広 域 連 合 長 | 柳 平 千 代 一 | 副 広 域 連 合 長 | 青 木 悟   |
| 副 広 域 連 合 長 | 名 取 重 治   | 副 広 域 連 合 長 | 五 味 武 雄 |
| 監 査 委 員     | 樋 口 繁 次   | 事 務 局 長     | 松 崎 寛   |
| 会 計 管 理 者   | 藤 森 一 彦   | 企 画 総 務 課 長 | 林 直 典   |
| 情 報 政 策 課 長 | 永 田 賢 二   | 介 護 保 険 課 長 | 依 田 利 文 |
| 八ヶ岳寮寮長      | 牛 尼 淳 夫   | 消 防 長       | 宮 坂 浩 一 |
| 消防次長兼総務課長   | 平 林 裕 章   | 岡谷市広域担当課長   | 岡 本 典 幸 |
| 諏訪市広域担当課長   | 前 田 孝 之   | 茅野市広域担当課長   | 小 平 雅 文 |
| 下諏訪町広域担当課長  | 伊 藤 俊 幸   | 富士見町広域担当課長  | 伊 藤 一 成 |
| 原村広域担当課長    | 宮 坂 道 彦   |             |         |

〇職務のため出席した事務局職員の職氏名

|       |           |                   |       |
|-------|-----------|-------------------|-------|
| 書 記 長 | 前 澤 由 美 子 | 企 画 総 務 課 総 務 係 長 | 森 井 潤 |
|-------|-----------|-------------------|-------|

書

記 宮 坂 香 織



平成30年9月26日(水)

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 ( 2 - 1 )

開会 午後 1時40分

散会 午後 3時23分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 1時40分

---

**両角昌英議長** ただいまから平成30年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時40分

---

**両角昌英議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**両角昌英議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、5番牛山智明議員、18番笠原順子議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**両角昌英議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月27日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について

○日程第 4

議案第 20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第 5

認定第 1号 平成29年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 2号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 3号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 4号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 5号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

両角昌英議長 日程第3 議案第19号から日程第9 認定第5号までの7件を一括議題といたします。

広域連合長より招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 本日、ここに平成30年第3回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中を御参集いただき、まことにありがとうございました。

本定例会には、条例案件1件、補正予算案1件並びに平成29年度一般会計及び特別会計の決算認定5件、合わせて7件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正については、平成30年第1回定例会で介護保険法の改正による同条例の一部改正について御議決を賜りましたが、改正に不足があったため一部改正を行うものであります。

次に、議案第20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については、平成29年度の決算確定に伴い、給付分の見込み精算で超過交付を受けた国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を返還するための償還金を補正するものであります。

次に、認定第1号から認定第5号の平成29年度決算認定議案について御説明申し上げます。

まず、認定第1号 一般会計につきましては、歳入決算額2億8,574万4,020円に対し、歳出決算額2億1,877万8,788円で、差引残額は6,696万5,232円となっております。

ます。

次に、認定第2号 救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額4億3,085万6,409円に対し、歳出決算額4億630万7,683円で、差引残額は2,454万8,726円となっております。

次に、認定第3号 介護保険特別会計につきましては、歳入決算額191億9,160万8,008円に対し、歳出決算額185億5,676万2,443円で、差引残額は6億3,484万5,565円となっております。

次に、認定第4号 諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額24億8,671万2,020円に対し、歳出決算額22億7,072万5,478円で、差引残額は2億1,598万6,542円となっております。

次に、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,096万9,589円に対し、歳出決算額1,308万4,722円で、差引残額は788万4,867円となっております。

以上、決算額の概要でございますが、平成29年度を振り返ってみますと、一般会計では情報システムの安定稼働を確保するための運用管理を行うとともに、システム強靱化対策を行い、セキュリティの強化に努めました。また、広域住民の生命、健康を守るため、休日夜間の救急患者への医療を確保するため、病院群輪番制運営費補助事業を引き続き実施するとともに、諏訪地区小児夜間急病センター事業を継続し、地域の小児医療に貢献をいたしました。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、平成29年度中の年間利用延べ人数は4万7,609名で、年度末の入寮者数は129名であります。利用者の高齢化、身体機能低下に対応するため、引き続き和室から洋室への改修やエアコン設置を行い、居住環境の改善を図りました。

次に、介護保険であります。要支援、要介護認定者数につきましては大きな増減はありません。

保険給付額につきましては、認定者1人当たりのサービス利用率が上がり増加はしておりますが、軽度者のサービス利用での制度改正により、これまでの給付費の著しい上昇傾向に若干の落ちつきが見られ、昨年に引き続き当該年度の計画給付費をやや下回る給付実績となりましたが、保険給付総額は前年度比3.3%の増でありました。

事業の状況ですが、第1号被保険者は6万2,765人、そのうち介護認定を受けている被保険者が1万515人で、出現率は16.8%となり、第2号被保険者の認定者207人を加えると認定者の総数は1万722人です。介護サービスの利用者は月平均1万276人で、認定者の95.8%となっており、前年度比1.4%の増でありました。給付費から見た介護サービスの主な利用状況は、居宅サービス利用が45.3%、地域密着型サービス利用が19.6%、施設サービス利用が33.0%であります。

また、利用者1人当たりの月額給付費は、居宅サービス利用が約9万5,000円、地域密着型サービス利用が約15万2,000円、施設サービス利用が約27万2,000円です。

次に、広域消防関係では、平成29年度中における圏域内の火災件数は79件、救急出動件数は9,059件でありました。真の広域消防として3年目を迎え、一元化検証委員会にて新体制の問題点や課題を検討、協議し、消防事務の効果的な推進及び複雑かつ大規模化する災害への体制強化を図りました。また、年々増加する救急業務に対応するため、救急救命士のスキルアップを図ったほか、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材等を配備し、救急体制の充実強化を図りました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、基金の運用益を活用し地域振興事業に取り組んでおりますが、平成29年度も婚活支援事業として圏域の未婚者の出会いの機会を提供するイベントを4回開催したほか、広域広報としてLCV-FMにて行政情報の発信を行いました。また、LCV株式会社と6市町村防災担当による臨時災害放送局開設情報伝達訓練を合同実施いたしました。

以上、提案いたしました各議案について御説明をいたしました。なお、各議案の細部につきましては事務局長、消防長から説明をいたしますのでお願いいたします。

以上申し上げまして、開会に当たっての挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

**両角昌英議長** 事務局長。

**松崎寛事務局長** それでは私より、議案第19号及び第20号、並びに消防特別会計を除きます4会計の決算認定議案について御説明を申し上げます。

まず最初に、議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

この条例につきましては、本年第1回定例会におきまして、条例の一部改正をお願いし議決いただいた案件でございますが、改正漏れがありましたので補正をお願いするものです。

本条例は、これまで県において指定、指導等をしてまいりました居宅介護支援事業者について、平成30年4月よりその事務が県から市町村へと変わるため一部改正を行ったものです。

改正漏れのあった点につきましては、お手元の新旧対照表のとおり、条例第1条冒頭で引用している介護保険法の各条項に対し、それぞれの条項が規定する申請者を列挙する部分において、今回挿入する部分の記載が漏れていたものです。そのため、今回の一部改正におきまして該当箇所に指定居宅介護支援事業者の指定に関する申請者を加え、補正するものです。

次に、議案第20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。議案の1ページをごらんください。

第1条によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,539万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ192億8,768万2,000円とするものです。この補正予算は前年度の給付費の精算により生じた国庫負担金、国庫補助金、県費負担金及び交付金、支払基金交付金の返還に伴うものとなります。

返還金の内訳といたしましては、国庫負担金返還金が1億9,631万74円、国庫補助金返還金が1,190万7,112円、支払基金交付金返還金が7,838万5,800円、県費返還金

が3, 878万9, 524円で、合計3億2, 539万2, 510円となります。

予算の内訳につきまして、6ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、10ページの歳入であります。9款1項1目繰越金として、所要額3億2, 539万2, 000円を補正いたします。

次に、12ページの歳出であります。7款1項4目償還金に3億2, 539万2, 000円を補正いたします。

続きまして、認定第1号 平成29年度一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。以下、決算認定議案におきましては説明が長くなりますので、特段の説明を要しないと思われる部分については説明を割愛させていただきますので、あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

まず、歳入について決算書11、12ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、収入済額1億9, 061万1, 743円あります。内容は、1節が広域連合の職員人件費等にかかわる経常経費負担金で、2節が病院群輪番制病院運営費補助事業負担金、3節が小児夜間急病センター事業負担金、4節が防災講演会等の経費に係る防災啓発共同事業負担金、5節が介護保険事業における低所得者保険料軽減事業等に係る高齢者福祉事業経費負担金で、6節は障害支援区分審査会の運営経費にかかわる障害者福祉事業経費負担金です。なお、負担割合は規約で定められており、2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金のみ人口割100%で、その他の負担金については均等割20%、人口割80%となっております。

5節高齢者福祉事業経費負担金の収入済額が予算額を大きく下回っておりますが、これは前年度からの繰越金の充当により、その分、市町村負担金を減額したことによるものです。

次に、2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金は、低所得者の保険料軽減額の2分の1が国から交付されるもので、収入済額1, 022万8, 665円。収入率は68.2%となっております。収入率が低くなっておりますのは、低所得者の保険料軽減実績が見込みを下回ったことによるものです。

以下、県支出金関係でも収入率が低い費目がありますが、いずれも同様の理由によるものです。

3款県支出金1項2目民生費県補助金1節介護保険関連事業費補助金は、社会福祉法人における利用者負担の減免実績に応じ交付されるもので、収入済額は38万円となっております。

また、2項1目介護保険関係負担金1節低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の保険料軽減額の4分の1が県から交付されるもので、収入済額511万3, 530円となっております。

13、14ページをお願いいたします。

5款繰入金2項5目総合福祉基金繰入金は、恋月荘への派遣職員の人件費に充てるため基金から所要額を繰り入れるものですが、平成29年度は当該職員が育児休業を取得したため人件費が不要となり、繰り入れは行いませんでした。

7款諸収入2項1目雑入は、株式会社諏訪広域総合情報センタ派遣職員人件費の派遣先負担金、

厚生連恋月荘派遣職員人件費の派遣先負担分及び小児夜間急病センターの指定管理者が負担する施設等使用料で、収入済額1,743万7,097円となっております。

以上、歳入合計は収入済額2億8,574万4,020円で、収入率は112.7%となっております。

次に歳出ですが、議会費及び総務費の説明は割愛させていただき、19、20ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額3,393万8,510円で、執行率は75.7%であります。

1項1目高齢者福祉費は低所得者保険料軽減事業等の経費で、支出済額は2,383万9,177円で執行率は69.4%、不用額が1,049万3,823円となっております。不用額の主なものは、28節繰出金ですが、これは一般会計で受け入れた低所得者保険料軽減事業に対する国・県負担金を介護保険特別会計に繰り出すもので、歳入の説明でも申し上げましたが、低所得者保険料軽減事業の実績が見込みを下回ったため、国・県負担金も減額となったことによるものです。

2目障害者福祉費は、障害者総合支援法に基づく障害支援区分審査会に係る委員報酬、職員人件費等の経費で、支出済額は1,009万9,333円となっております。障害支援区分審査会を12回開催し、259件の審査判定を行いました。

4款衛生費の説明も割愛させていただき、以上の歳出合計は支出済額2億1,877万8,788円で、執行率は86.3%であります。

23ページの実質収支に関する調書、24ページの財産に関する調書は記載のとおりですが、基金につきましては利子分が増となっております。

一般会計は以上でございます。

続きまして、認定第2号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず歳入ですが、決算書の事項別明細書33、34ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費を諏訪地方6市町村で負担するもので、収入済額は4,326万2,000円であります。

2目民生費負担金は、市からの入所者に係る措置市。措置市というのは入所させた市という意味ですが、市からの入所者に係る措置市の事務費負担金及び生活費負担金で、収入済額は2億5,463万6,551円であります。

3款県支出金1項1目民生費県負担金は、町村からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金を県が負担するもので、収入済額は8,042万6,321円であります。

4款、5款の説明は割愛させていただき、6款繰入金は、定年退職者1名に対する市町村総合事務組合からの退職金支払いに係る特別負担金に充てるため、八ヶ岳寮退職手当準備積立基金から所要額を繰り入れたものです。

35、36ページをお願いいたします。

7款、8款の状況は記載のとおりで、以上、歳入合計は収入済額4億3,085万6,409円

となっております。

次に歳出ですが、職員人件費関係を主な内容とする施設管理費の説明は割愛させていただき、39、40ページをお願いいたします。

2款民生費1項2目施設事業費は入所者の直接処遇にかかわる経費で、支出済額は8,820万7,206円、執行率は87.6%であります。

主な不用額は燃料費、光熱水費で出ているほか、ノロウイルス等の感染症の防止が図られたことによる消耗品費の不要、入院者数が見込みを下回ったことによる入院日用品費等の不要が出ております。

3款公債費は、過去の施設改築に係る元利償還金で、支出済額は4,326万1,774円であります。

41、42ページをごらんください。

歳出合計は支出済額4億630万7,683円、執行率は95.0%となりました。

43ページの実質収支に関する調書及び44ページの財産に関する調書のうち基金ですが、八ヶ岳寮基金は将来にわたる施設の大規模修繕や大型備品などの購入に充てる基金で、期間中の増減は前年度繰越金と利子の積み立てで3,357万4,000円の増となりました。退職手当準備積立基金は、職員の退職手当に充てる基金ですが、退職者1名分の取り崩し等により836万9,000円の減となり、年度末現在高は4,772万8,000円となっております。八ヶ岳寮福祉基金は恋月荘福祉基金を八ヶ岳寮福祉基金に転換したもので、期間中の増減は利子分のみとなっております。

以上が、八ヶ岳寮特別会計の決算でございます。

続きまして、認定第3号 平成29年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入歳出について事項別明細書で御説明いたします。57、58ページをお開きください。歳入でございます。

1款保険料ですが、収入済額41億1,195万2,970円となっております。内容は、年金から天引きとなる特別徴収が38億4,902万2,530円で、年金天引き以外の普通徴収は2億4,824万3,960円。普通徴収の収納率は90.3%となっております。普通徴収における収入未済額は2,675万3,400円で、翌年度へ滞納繰越となります。

また、平成28年度以前の保険料滞納繰越分の収入済額は1,468万6,480円で、収納率は21.4%となりました。徴収権の消滅により、2,079万9,610円を年度末に不納欠損とし、残り3,317万9,840円を滞納繰越として翌年度に繰り越しました。

次に、2款分担金及び負担金ですが、これは関係市町村負担金で、四つの節の合計が25億4,593万9,609円となりました。内訳ですが、保険給付費関係負担金は実際に要した保険給付費の12.5%分を実績割10%、人口割90%で関係市町村に負担いただくもので、21億1,966万7,756円。地域支援事業関係負担金は地域支援事業費の一定割合を関係市町村が負担

するもので、介護予防・日常生活支援総合事業は事業費の12.5%を、包括的支援事業等任意事業は事業費の19.5%を負担いただくこととなっており、負担金総額は1億5,205万4,315円。事務費関係負担金は事務費に要した経費を均等割20%、人口割80%で負担いただくもので2億6,910万4,008円。保険料軽減関係負担金は低所得者の保険料軽減額の4分の1を市町村が負担するもので、511万3,530円となっております。

なお、低所得者の保険料軽減のため一般会計で受け入れた国・県負担金については、一般会計から低所得者保険料軽減繰入金として繰り入れられております。

次に、4款国庫支出金は収入済額43億8,411万4,298円となっております。1項の国庫負担金は、居宅サービス給付費の20%分と施設サービス給付費の15%分を国が負担するもので、収入済額は32億4,503万8,023円となっており、これは概算払いで精算は翌年度に行われます。

59、60ページをお願いいたします。2項国庫補助金は収入済額11億3,907万6,275円となっております。

1目の調整交付金は、保険者ごとの高齢者数の差や被保険者の所得格差による保険料負担能力の差を調整するために交付されるもので、8億2,553万4,000円となっております。

2目、3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費については事業費の25%に当たる1億796万9,833円を、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費、これは包括的支援事業と任意事業を指すわけですが、事業費の38.5%に当たる2億91万6,442円が交付されました。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、医療保険料とともに徴収された65歳未満の2号被保険者の介護保険料が社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、保険給付費の28%に相当する48億1,600万円が交付されました。

また2目は、同様に2号被保険者が負担する地域支援事業の介護予防事業費用の28%が交付されるもので、1億2,252万6,302円が交付されました。支払基金交付金についても、概算払いで翌年度に精算されることとなります。

61、62ページをお願いいたします。6款県支出金は収入済額26億4,555万6,522円となりました。

1項1目介護給付費県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付費の12.5%分と施設サービス給付費の17.5%分を県が負担するもので、収入済額24億9,363万6,538円となっており、これも概算払いで翌年度に精算が行われます。

2項1目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費については事業費の12.5%に当たる5,447万8,590円が、介護予防・日常生活支援総合事業費以外の地域支援事業費については事業費の19.5%に当たる9,744万1,394円がそれぞれ県より交付されました。

8款繰入金1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、一般会計で受けました国・県負担金を介護保

険特別会計に繰り入れることとなっているもので、国・県負担金相当額1,534万2,195円を繰り入れました。2項基金繰入金は介護給付費準備基金からの繰り入れで、予算計上分の8,450万4,000円を繰り入れたものです。

9款、10款については記載のとおりで、65、66ページにありますとおり、歳入合計は191億9,160万8,008円で、収入率は101.0%となりました。

続きまして歳出でございます。職員人件費や事務費等に係る1款総務費についての説明は割愛させていただきます、71、72ページの保険給付費から説明させていただきます。

2款保険給付費ですが、支出済額169億6,258万1,250円で、執行率は98.0%となっております。1項介護サービス等諸費は要介護1以上の者に対する給付に係るもので、支出済額155億2,368万5,006円となっております。

1目居宅介護サービス給付費は支出済額62億7,562万6,198円となっております。

2目特例居宅介護サービス給付費は、緊急の事情により要介護認定前にサービス給付を受けた場合に給付されるもので、一旦10割支払った後、9割分が償還払いされます。

なお、これ以降出てまいります特例という言葉が冠されるサービス給付費は全て同様の趣旨のものとなりますが、予算額が些少のものにつきましては説明を割愛させていただきます。

3目地域密着型介護サービス給付費は、近隣地域での生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですけれども、それと29人以下の小規模の特養などに係る給付で、支出済額は32億3,056万2,697円となっております。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額51億8,834万6,301円となっております。

以下、若干説明を割愛いたしまして、73、74ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は要支援者に対する給付に係るもので、支出済額5億7,608万7,248円となっており、その大勢を占めるのが1目介護予防サービス給付費であり、支出済額は4億5,173万1,254円となっております。

75、76ページをお願いいたします。3項その他諸費1目審査支払手数料は、保険給付を行うに当たり、請求の点検、審査から事業者への支払いについて、長野県国民健康保険団体連合会に事務を委託しており、その審査支払いにかかわる手数料です。

4項高額介護サービス等費は、支出済額3億702万5,870円となっております。

5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の両方を利用した1年間の利用者負担額から、既に支給された高額サービス費等を除いた額を合算したものが一定額を超えた場合、その超えた額について介護保険と医療保険で案分し、それぞれの保険者が支給するものです。

続いて77、78ページをお願いします。6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービスや短期入所サービスを利用する低所得者の食費、居住費の自己負担額について収入段階別に限度額を定め、限度額を超える分を介護保険から補足的に給付するもので、支出済額は5億407万468円となっております。

4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は、平成28年度の繰越金のうち基金積み立

て可能分と基金の利息を合わせた3億5,600万円を積み立てました。

5款地域支援事業は、要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、生活支援も含めた地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、1項の介護予防・生活支援サービス事業以外は基本的に広域連合では直接行わず、市町村に委託して行っています。

79、80ページをお願いいたします。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援と認定された方のほか基本チェックリストにより該当とされた方に対し、訪問型サービスや通所型サービスを実施するもので、支出済額は1億5,052万6,524円となっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、利用者に対して介護予防及び生活支援を目的として、適切なサービスを包括的かつ効率的に提供するように必要な援助を行うものです。

2項1目一般介護予防事業費は、要支援認定等にかかわらず全ての第1号被保険者に対し介護予防事業を実施するもので、全て市町村に委託しており、支出済額は1億9,976万3,913円となっております。

3項は包括的支援事業・任意事業費となります。まず1目包括的支援事業は全て市町村に委託して行われ、これまでの総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業に加え、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、在宅医療介護連携推進事業を実施し、支出済額は4億47万1,320円となっております。

2目の任意事業費は、介護給付費等費用適正化事業を除いて市町村に委託し、家族介護支援事業を初め、成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣事業などを行っており、支出済額は1億207万5,842円となっております。

続いて81、82ページをお願いいたします。6款以降は記載のとおりですが、7款諸支出金1項4目償還金は、平成28年度の介護給付費等に対する国庫負担金、社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算により、超過交付分9,086万1,397円を返還したものです。

以上、歳出合計185億5,676万2,443円となり、執行率は97.6%となりました。

83ページをお願いいたします。実質収支に関する調書及び84ページの財産に関する調書は記載のとおりですが、実質収支額の相当部分は国庫負担金等の償還財源となります。基金の介護給付費準備基金は、前年度末現在高7億8,087万2,000円に対し、年度中2億7,149万6,000円を積み立て、年度末残高10億5,236万8,000円となっております。

以上が介護保険特別会計の説明でございます。

最後に、平成29年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計決算認定について御説明を申し上げます。

事項別明細書により説明申し上げます。112ページ、113ページをごらんください。初めに歳入でございます。

2款財産収入1項1目利子及び配当金は、収入済額1,391万5,607円でございます。

3款繰越金は収入済額705万3,883円、4款諸収入は1項1目預金利子99円でございます。

す。

以上、歳入合計は収入済額2,096万9,589円で150.8%の収入率となっております。収入率が高くなったのは、繰越金が予算額を大きく超過しているためです。

次に114ページ、115ページをごらんください。歳出でございます。

1款1項1目ふるさと振興事業費ですが、支出済額1,308万4,722円でございます。この目の事業といたしましては、一つは平成23年度からの継続事業となります婚活支援事業に取り組み、平成29年度は4回のイベントを開催いたしました。

また、スポーツ振興補助として諏訪陸上競技協会県縦断駅伝参加支援補助金を支給いたしました。

さらに、LCV-FM放送を活用して行政情報の発信を引き続き行うとともに、圏域内住民の方々の環境美化に対する意識の高揚のため、諏訪圏内公共施設に花の配布を行いました。その他、圏域内の災害対策訓練としてLCV株式会社と6市町村防災担当合同で、臨時災害放送局開設情報伝達訓練を実施いたしました。

以上、歳出合計は支出済額1,308万4,722円で、執行率は94.1%でございます。

116、117ページをお願いいたします。実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございますが、記載のとおりとなっております。

以上が、ふるさと振興基金事業特別会計でございます。

私のほうからの説明は以上です。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** それでは、私から消防に関する決算認定案件につきまして御説明申し上げます。

認定第4号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。他の認定議案と同様に、特段の説明を要しないと思われるものにつきましては説明を割愛させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、歳入の科目別内訳につきまして決算書の事項別明細書93、94ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目負担金は収入済額22億5,791万1,397円で、収入率は100.8%であります。

内容は1節消防費負担金、2節公債費負担金、3節はその他負担金で、これは高速自動車国道救急業務関係負担金及びその他負担金で、退職手当にかかるものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は収入済額147万7,350円で、収入率は73.8%であります。これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料及び火薬類の譲り渡し、譲り受けの許可並びに煙火の消費許可手数料等であります。

3款国庫支出金1項1目消防費国庫補助金は収入済額1,238万3,000円で、更新のため茅野消防署西部分署に配備いたしました災害対応特殊救急自動車の購入に伴う国庫補助金であります。

次に、4款県支出金1項1目県委託金は収入済額8万2,000円で、収入率は92.1%であ

ります。県の委譲事務の特例事務処理交付金でございます。県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲り受け、消費許可及び液化石油ガス設備工事の届け出受理に関する事務でございます。

5款繰越金1項1目繰越金は収入済額2億149万7,917円となっております。

95、96ページをお開きください。6款諸収入2項1目雑入は収入済額475万5,425円で、主なものは教官として派遣した長野県消防学校派遣職員人件費の派遣先負担金などによるものでございます。

7款連合債1項1目消防債は収入済額860万円で、更新のため茅野消防署西部分署へ配備した災害対応特殊救急自動車購入のための借り入れを行ったものであります。

以上、歳入合計は収入済額24億8,671万2,020円で、収入率は105.8%となっております。

次に歳出でございますが、97、98ページをお願いいたします。

1款消防費1項1目総務管理費は支出済額18億8,809万6,821円で、執行率は97.4%、不用額は5,015万6,179円であります。これは共済費において、職員共済組合費が見込みより少なかったことによるものであります。

2項1目常備消防費は支出済額1億5,675万3,987円で、執行率は87.6%、不用額は2,214万8,013円であります。不用額の主なものは需用費の消耗品費、光熱水費の減、また役務費の手数料、これは消防無線の免許更新手数料が見込みより少なかったことなどによるものであります。

次に、99、100ページをお願いいたします。2項2目消防施設費であります。支出済額3,674万5,946円で、執行率は89.9%、不用額は413万3,054円あります。不用額の主なものは災害対応特殊救急自動車購入の入札差金でございます。

2款公債費は元金、利子合わせまして支出済額が1億8,912万8,724円で、執行率は99.9%でございます。

次に101、102ページをお願いいたします。3款予備費でございますが、充用はありませんでした。

以上、歳出合計は支出済額22億7,072万5,478円で、執行率は96.7%であります。

続いて、103ページ。実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思っております。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は2億1,598万6,542円となっております。

104、105ページは財産に関する調書となっております。

1の公有財産につきましては、お示しのとおりでございます。

2の物品のうち、決算年度中に増減のあったものにつきましては、茅野消防署西部分署に配備の高規格救急車の更新に伴う新規購入車両及びそれに伴う廃車による増減でございます。

以上で、認定第4号平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

**両角昌英議長** ここで、監査委員から平成29年度決算の監査結果の報告を受けます。樋口監査委員。

**樋口繁次監査委員** それでは、私から監査の結果を御報告申し上げます。

去る8月28日、武井富美男監査委員とともに平成29年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め、監査を実施いたしました。

監査の結果につきましては、決算審査意見書としてお手元にお配りしてございますので、ごらんいただきたいと思います。一般会計及び四つの特別会計につきまして、関係法令の準拠性、決算に計上された金額の正確性、予算執行の適正性及び財産運用の妥当性等を中心に関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました。

いずれも正確、適正に処理されていることを認めましたので、ここに御報告申し上げます。

**両角昌英議長** これより、議案第19号について質疑を行います。

議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第5号まで五つの議案について、順次質疑を行います。

まず、認定第1号 平成29年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。今井秀実議員。

**17番今井秀実議員** 17番、今井秀実です。成果説明書のほうでお願いしたいと思いますが、成果説明書の1ページの下から2番目に小児夜間急病センターの運営ということで、安心して子育てができるよう夜間の小児患者に対する医療体制を確保するため行ったということを踏まえてなんですが、10ページを見させていただくと患者の状況が示されていて、上の表の右下に1日平均患者数6.50人、前年は7.78人ということでしたので、平成29年度も前年に比較して減少しているなというところが見てとれますが、子育て中の親のことを考えれば、非常に価値のあるこの小児夜間急病センターということとともに、出発当初は小児科医の負担軽減ということでスタートして今に至っているかと思うんですが、若干、運営を3医師会に委託してということですが、困難さもあるやにと聞いていますが、どんな状況であったのかという部分についてお聞きしたいと思います。

**両角昌英議長** 事務局長。

**松崎寛事務局長** 今井議員の御質問にお答えいたします。

まず、小児夜間急病センターの患者数等についてでございます。確かに資料にございますように、昨年は1日平均7.78人の患者数があつたわけですが、ことしは6.50人ということで1.3人程度減少しているという状況でございます。これは少子化の中で子どもの数が減っているものですから、その点から言って減少することは自然なことだと思いますけれども、その減少率を上回る減少率になっているというところでございます。この減少につきましては、圏域内の総合病院等に休日、夜間の患者数を照会いたしました、やはり一様に減少しているというところでございます。ですので、考えられることとしては流行性のインフルエンザ等が余り流行しなかったというようなことが影響した結果かなと考えております。

それから、小児夜間急病センターの運営についてでございますが、確かに発足当初は小児科医の負担軽減ということで始まりましたが、現在は、小児科医の負担軽減ということとは別に、運営を委託している3医師会の医師の高齢化が問題になっておりまして、それぞれの先生方の負担が大きいということで信大からさらに医師を派遣してもらったりするようなことも検討しているところでございますけれども、将来的にどうなるかについては、また運営医師会と協議をしながら考えてまいりたいと思います。

**両角昌英議長** ほかに質疑はありませんか。小松議員。

**6番小松孝一郎議員** 6番。一般会計の歳入についてちょっと質問したいと思います。歳入歳出決算書の3ページ、4ページのところなんですが、歳入等を見ていくと国庫支出金、県支出金は見込み数の増減によって当然左右します。ところがちょっと繰越金についてなんですが、予算で910万円、実際には6,022万円という形で大体6倍強の形になっています。昨年度も確かこの辺の繰越金というのが相当、予算現額と実質が違つたと思うんですが、この繰越金に対する考え方、どういう形でこのような形になるのかロジック的なものを含めてお聞かせください。

**両角昌英議長** 企画総務課長。

**林直典企画総務課長** 私のほうから御答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、昨年度も実は繰越金が結構ございました。その関係で実は平成30年度今年度予算編成に当たりまして、繰越金を約4,000万円ほど、今回6,000万円ほど繰越金でございますけれども、そのうちの4,000万円ほどが財源として新年度予算に充当をされている状況でございます。そのほかにつきましては、小児夜間の関係で繰越金を一部蓄えている部分がございます。あるいは恋月荘派遣職員の関係で繰越金がございます。

そんなところで、今、繰越金が昨年、今年度と多いわけでございますけれども、これもできるだけ適正な繰越金ということで考えて予算編成含めて考えておりますので、お願いいたします。

**両角昌英議長** 小松議員。

**6番小松孝一郎議員** どうもありがとうございます。繰越金というのは、やはり適正な部分が大事だと思いますので、それと同時に広域連合として新たな業務。確か規約の中では6市町村での共通した調査、研究業務とかいろいろありますので、その辺を含めて適切な処理をお願いしたいと思います。

**両角昌英議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**12番望月克治議員** 成果説明書のほうの18ページで、職員構成のところちょっとお聞きします。合計人数がここ3年でも1年1人ずつ減っていますね。今回の減りは生活相談員の方が3名から1名に、2人兼務でおられるということですが、2名減り、看護師が3名から2名に減っていると。介護職員は1名ふえているわけですが、こういった人数で対応が可能なのか。予算のときに夜間の職員が大変ではないかということで、対応したいというようなお話もあったのですが、減っているという現状はどのようにお考えですか。

**両角昌英議長** 八ヶ岳寮寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** ただいまの質問につきましてお答えいたします。

数字的にですね、職員数が減っているかのように見えますけれども、実際平成29年度におきましては、確かに当初36名で体制を考えていたわけでございます。ただしですね、非常勤職員の雇用がなかなか難しくなってきたということで、当初予定しておりました非常勤職員が1名、応募がなかったというところで1名の減。なおかつ、年度途中におきまして個人の諸都合で退職をされた非常勤の介護職員等がもう1名おるといような、直近ではそういった形ですね、なかなか非常勤職員の雇用が難しくなっているということではありますけれども、人数そのものについては、何とかぎりぎりの範囲で、利用者の支援等を行っていく上では十分足りるに値するだけの職員は確保しているというつもりではおります。

**両角昌英議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**12番望月克治議員** また成果説明書のほうでお願いしたいんですけども、先ほどから何度か説明がされています24ページですね、一般会計繰入金で先ほどから御説明いただいている低所得者の保険料軽減繰入金が見込みより少なかったということでこうなっているということですが、先ほどの全協でも説明があったように総合サービスが始まって、それで認定率、認定者の増加かな。それが落ちているという面も関係するのではないかとということでしたが、介護保険制度に入らずに総合サービスで受けているということで、保険料は払わないで済むんですけども、そのことによって、総合サービスのほうに保険料を払わなくて済むのでそっちに行くということで、何か問題点等々は起きていないのでしょうか。ここの大勢の方が、高齢者がふえて介護保険に入ってくる、介護保険にかかわる人数がふえているところで、この低所得者だけ減っているというのはちょっと気

になるんですが、その辺はどうお考えですか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 低所得者軽減繰入金の関係でございますが、総合事業に移ったからということで、そこも一つ大きな要因になるかと思いますが、そもそもこの低所得者の保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料率を軽減したことによるための、保険者に対しての軽減したことに対する補填になるものでございますので、ここにつきましては当初見込みの部分では2,250万円程度のことだったんですが、実際1,500万円ということで、当初見込みよりも若干下がったということでございますので、ここが大きく軽減策としての繰入金としたときには、ある意味このくらいで繰り入れが済んだということと御理解いただければと思います。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** それは説明でわかっているんですけども、結局認定を受けずに介護保険を使う人が少なかったということになるのかなと思うんですが、そのことによって総合サービスで介護保険制度から外れたサービスで支援を受けるというか予防介護ですよ、介護予防か。そういった面で利用者に何というか不利益が及んでいないかどうかというのが心配なので、大丈夫ですということなら大丈夫ですとお答えいただければうれしいんですが。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** この低所得者保険料軽減でございますが、ここにつきましては、そのサービス利用云々ではなくて、第1段階の方々の保険料率は基準としては0.5という形をとらせていただいております。その0.5に対しまして、諏訪広域といたしましては0.45という形で基準よりも0.05%軽減をさせていただいていると、そこに対する繰入金になるものですから、サービスの利用云々ということは、特には問題ないということで御理解いただければと思います。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** 済みません、私が勘違いしていました。そういうことではなくて、先ほどの説明だと、所得とかに入れるものがふえたので、階層のその部分の人が減ってしまったので、この繰り入れが減ってるんだよという説明だったと思います。済みません、間違えました。そのことによって、今まで階層が低かった人が上がったわけですよ。それでこういう繰り入れがなくなったわけですが、その人たちは保険料を払うのに困っているとか、その段階で利用者が保険料の支払いに困難を要しているというような現象は起こっていないですか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** ただいま、望月議員のお話いただいたのは特定入所者分の関係の短期入所、または施設サービスを利用した場合の住民税非課税世帯の方々に対する食費、居住費の補填の分、給付費の分のお話だったかと思います。それは先ほど全協のときにも御説明をさせていただいたように、今までその対象とはしていなかったものが、平成28年8月より非課税年金も収入に見込むということになりました。

それに伴いまして、今まで第2段階だった人が、収入が非課税年金を受給されていた方が仮に8

0万円以下だったと。それが障害年金1級をもらっていることで96万円という形になった場合、第3段階になってしまう。そこで2段階から第3段階になることによって、食費だとか居住費は若干の2段階よりも3段階はふえるという形になります。ですので、利用者がふえても給付費は3,400万円下がってしまったというところに、低所得者の繰入金とは全く違う話でございますので、それは御理解いただくしかないかなとなります。

**両角昌英議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。小池議員。

**11番小池賢保議員** 決算書の94ページになりますが、負担金のその他の負担金ですけど、先ほど高速道路国道救急業務関係負担金とか、あとその他で退職金というような形でこの金額が出されているんですが、成果説明書の40ページに表がありまして、各市町村の負担金が記されているわけなんですけれども、このばらつきはどういう形でのばらつきが出ているかということをお聞きしたいと思います。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 小池議員の質問にお答えいたします。

初めに高速道路支弁金の関係でございますが、高速道路での事故等で救急車が出動するわけですが、それに対してJH（日本道路公団）のほうからそれに対して負担金を払っていただくと。負担金といいますか支弁金を払っていただくと。そんな体制になっております。救急の出動件数によって、市町村に入ってくるんですが、その市町村から入った分を消防に振り込んでいただくと、そんな形になっておりますので、件数によって金額が変わってくると、そんな状況でございます。

それと、成果説明書でございます40ページの負担金のばらつきでございます。これは各市町村から消防費の負担金をお願いしているところでございますが、均等割2割、それと人口割8割、そんな形になっておりますので、金額の経常経費の負担金という形で差が出ているものでございます。以上です。

**両角昌英議長** 小池賢保議員。

**11番小池賢保議員** 40ページの表の中に、その他の負担金の欄を先ほどお聞きしたわけなんですけれども、市町村でゼロという部分があります。先ほどの高速道路云々というのは各市町村に来るよということですが、今は広域ですので、例えば救急車のこの欄にゼロという町村の救急車も行くとなれば、そこにも負担金がかかわってくるのではないかという思いで、このゼロというのはどういう形のゼロかというのをお聞きしました。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** こちらの40ページの負担金は、公債費の隣のその他負担金でございますが、これに関しましては、やはり高速道路の関係でございます。下諏訪町と原村にはインターがござい

ません。その関係で、その他負担金というところで該当にならないためにゼロとなっているものでございます。インターのある市町村に日本道路公団のほうから負担金が市町村に入ってくるために、インターのない下諏訪町と原村には入ってこない、そんな形でございます。

**両角昌英議長** 小池賢保議員。

**11番小池賢保議員** インターというと、岡谷インターと諏訪インターと諏訪南インターがございませぬ。そうすると細かい話ですけども、茅野市にはインターがないんですけども、そういう形の説明になるとちょっとまた新たな疑問が湧きます。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 茅野市にはインターがございませんが、ここに出てきますその他負担金の2,000万でございますが、これは退職金の特別負担金となっているものでございます。ここには高速支弁金と退職の特別負担金が両方入っておりますので、そんな形でございます。よろしくお願いたします。

**両角昌英議長** そのほかに質疑はありますか。金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** お願いします。成果説明書の38ページに、大規模災害に備えた出動態勢構築事業についての記載がございませぬが、各種訓練への参加者数やその内容等、具体的な内容をお知らせいただければと思います。

加えて、平成29年は、この年の3月に県の消防防災ヘリコプターの墜落事故があり、他県などからのヘリコプターの支援を受けての対応が1年間続いた年だったかと思っております。このことに伴って、当広域消防へ例えば山岳事故等などが発生した際に動員などの要請があったのか。また、それに応えての実績などがあったのかお知らせください。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 金井議員の質問にお答えいたします。

大規模災害に備えた出動態勢構築事業といたしまして、ここにお示ししてありますとおり、いろいろの規模の訓練をさせていただいております。ここにごございますように関東ブロック緊急消防援助隊訓練といいますのは、この1都9県。関東エリアといたしまして1都9県、東京から始まりまして長野、岐阜、埼玉等々、ここで毎年開催県を交代しながら実施している訓練がございませぬ。

ここの訓練には、各県からその緊急消防援助隊に指定された隊が参加するわけなんですけれども、全隊が参加するわけではなくて、各県それぞれ指定された隊。例えば救急隊と救助工作車隊で参加してくださいと、そのような割り振りが各県、都を含めまして、主催のほうから依頼をされてくるわけです。ですので、1都9県の参加ですので、かなり大人数の訓練になります。1,000人は超えるような訓練になると。そういう大規模な訓練でございませぬ。

また、長野県消防相互応援隊合同訓練といいますのは、これも長野県の総合防災訓練が毎年長野県主催で行われます。その先駆けといいますか、一緒に行くわけなんですけれども、その前日からその県総合防災訓練にあわせまして、長野県の各消防本部から合同訓練。指定されている応援隊が集まりまして、合同訓練をさせていただいております。ことしも10月に予定されておるのですが、ここ

からもやはり各消防本部から2隊程度、救急車、ポンプ車とか、または地元ではしご車を出してくれとか、そういう訓練の規模によりまして消防本部はそれぞれ出動隊が異なってくるわけですが、おおよそ毎年諏訪広域消防本部からは救急隊とあと救助工作車、あとそれと泊まりでの訓練がございますので、支援隊という隊も出させていただいております。ですので、人数としては十五、六人という形に、この諏訪広域消防本部から出ていく隊員はその程度でございますが、県全体としては、やはり二、三百人程度の訓練になろうかというところでございます。

それと今年の3月に県の消防防災ヘリコプター アルプスが墜落しまして、山岳救助等に県から要請があったかというお話でございますが、アルプスが墜落したことにより、救助体制等の見直しといたしますか、その活動体制等の再検討が行われております。

元来、山岳救助におきましては、消防の仕事ではございますが、装備、技術等の問題から現在も長野県の消防本部で山岳救助、特に高い山での救助は消防では行われておりません。ですので、県からも山岳救助に関して各消防本部へ出動してくれと、そういう要請は出ていないところでございます。諏訪広域消防に関しても、山岳救助に関して消防隊を出してくれ、救助隊を出してくれと、そういう要請は入っておりません。

以上です。

**両角昌英議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。伊藤玲子議員。

**14番伊藤玲子議員** お願いします。成果説明書の47ページでお願いいたします。私は今、婚活がすごく大事だと思っています。その中で昨年もちよっとお聞きしたんですが、このふるさと振興事業費を使つての婚活支援事業は、まず成果はいかがだったかという内容をお聞きしたいというのがまず第1点。

もう2点目は、各市町村でも社協なり諏訪市は市が直接とかいろんなことで頑張っていらっしゃいますが、そことの連携。ここは480万円くらいのお金を使つてやっているわけですが、そのお金をまた市町村の婚活と一緒にやっていたらもっとすごいものができていって、これからの少子高齢、少子化の時代に対処できる婚活ができるんじゃないかなと思っている人間なんです、お考えをお聞かせください。

**両角昌英議長** 企画総務課長。

**林直典企画総務課長** それでは、私のほうから御答弁させていただきます。

まず平成29年度の婚活の実績でございますけれども、4回開催してございます。合計37組のカップルが成立。一応カップリング率は約31%ということでございます。一般的に20%を超えると高いと言われている数値でございます。

婚活支援事業の関係は4回、募集定員は270名。4回の合計でございますが、応募者が935

人。平均3.5倍の申し込みがございました。そして毎回アンケート等をお願いしているわけですが、初めて参加したという方が非常に多いということがございます。

実際に平成30年に入りまして、ことしの1月、4月、7月、成婚の連絡もいただいております。

この成婚の連絡につきましては、当然報告義務があるわけではないのですけれども、できるだけ報告してほしいというお願いで、ちょうど平成28年に事業を実施したカップルの方が3件、成婚まで至ったという経過がございます。

そして、各市町村との連携といいますか、各社協も含めてでございますけれども、毎年6市町村の社協を含めました担当者の皆さんと情報交換、意見交換等の会議も実施しております。その中でそれぞれ市町村、あるいは広域の事業の取り組み内容、あるいは課題等を話し合っている状況でございます。そして、構成6市町村の中には市町村単位での婚活事業は廃止をしたところもございまして、そういうところは、ぜひ広域連合でこの婚活支援事業を継続してほしいという要望も伺っているところでございます。

以上、確かに500万円弱という費用をかけておりますが、それなりの成果はあるという認識はしております。

以上です。

**両角昌英議長** 伊藤玲子議員。

**14番伊藤玲子議員** 37組というカップルができたということは、すごいと思うんですが、やはりその500万円くらいのお金を大切に使って、やっぱりカップルができて結婚までぜひ行っていただきたい。それには本当に地域だけだったら同じ顔の人と何回もお会いするのはつらいという中で、この広域とかでやったださる。また、よしもととかラジオでしたね、FM長野がやったださることって、すごく取っつきやすいだろうなって思うんですね。それとともに地域のおせっかいおばさんたちがやっているところとつながりながらしっかり支援できていったらすてきだと思います。そんな思いで、ぜひこれからもよろしくをお願いします。

**両角昌英議長** ほかに質疑はありませんか。今井秀実議員。

**17番今井秀実議員** 17番今井秀実です。成果説明書で49ページに、どんな事業をやったかの一覧みたいなものがありますが、自分も下のほうの防災対策事業99万3,600円というほうに注目しているんですが、同じ成果説明書の47ページに事業内容の概略が書かれていて、防災対策事業として、8月にLCV株式会社と取り交わしたものに基づいて臨時災害放送局開設、情報伝達訓練をやったということで、この内容と手応えという部分についてお伺いしたいと思います。

**両角昌英議長** 情報政策課長。

**永田賢二情報政策課長** 私のほうからお答えさせていただきます。

実施日は本年1月17日、午後1時から1時間の番組を借り切ったの事業でございました。臨時災害放送局というのは、大規模災害が起こったときに、6市町村どちらからも信越総合通信局へ通報すれば開局ができるということで、放送設備のあるLCVと委託をいたしまして事業を実施いたしました。

実施の結果というか内容でございますけれども、信越総合通信局から担当課長が来ていただいて、そもそも臨災局とはどういうものかという説明を番組の中で説明をしていただいたり、あと各6市町村の防災担当者の方から時間を割り振って、各市町村の防災に取り組んでいる事業の紹介等をさせていただいております。

結果でございますけれども、非常に評判がよくてですね、実際に大規模災害が起きたときの実地訓練として今後も事業を何回か訓練として実施をしていただきたいということの要望を各市町村からいただいております。

**両角昌英議長** 今井秀実議員。

**17番今井秀実議員** わかりました。自分は8月というのは平成25年の8月の締結というほうを読み上げてしまいましたが、それで実際に放送局を使ってということでかなりの手応えということでわかりました。

先ほど最初に、この49ページのほうを見させていただいてなんですが、10億円の基金を使ってこの会計が運用されているんなことをやってきていますが、この防災というものがそういう手応えがあれば、これは今後の考え方かもしれませんが、より一層今の非常に大きな大規模災害が全国で毎日のように発生しているという中では、10億円の基金運用のこの大切な会計の力点の置き方も、防災の充実というところにも向けたらどうかというような感想を持つのですが、そんなところについて何か感想がありましたらお願いしたいと思います。

**両角昌英議長** 情報政策課長。

**永田賢二情報政策課長** 平成29年度は実施させていただきまして、実は来年度ですけれども、また今度は違う形態ですね、臨時災害放送局の訓練というものを計画したいと、予算化していきたいと考えておりますので、今後も継続的に実施を考えていきたいと思っております。

**両角昌英議長** ほかに質疑はありませんか。北沢議員。

**13番北沢千登勢議員** 済みません。先ほどの伊藤玲子議員と関連はしているんですが、ちょっと考え方が違うんですけれども、婚活支援で約500万円使っていらっしゃるということで、カップリングが今年度で37組ということなんですけれども、どこを成果とするところなんですけれども、私はやはり公費でやるのであれば成婚率を上げなければいけないと思っているんですけれども、カップルをつくるために公費を使うのはいかなものかなという考えではいるんですね。

その中で、成婚された方が報告の義務がないということについては、これはやはり公費でやる中では報告をしていただきたいと思うんですが、そういった取り決めをするというようなお考えはないのでしょうか。

**両角昌英議長** 事務局長。

**松崎寛事務局長** 一応、今現在はですね、ぜひ成婚された場合は御連絡をお願いしますということでお願いをしているということなんですけれども、御質問の御趣旨はごもっともですので、改めてそのお願いの仕方といいますか、義務づけというか強制とまでいうとちょっとあれですけれども、考えさせていただきたいと思います。

**両角昌英議長** 北沢千登勢議員。

**13番北沢千登勢議員** ぜひよろしくお願ひいたします。あともう1点、今、今井議員もおっしゃったんですけれども、その基金の運用益の活用方法なんですけれども、こういった、婚活支援に関して500万円使うのがいいか悪いかということは置いておきまして、もうちょっとこの工夫したというか、貴重なお金を使うその方法というのを考えていただきたいと私も思うんですが、何かその基金の活用の仕方に制限とかはございますか。

**両角昌英議長** 事務局長。

**松崎寛事務局長** 現在の基金運用はですね、利付国債を使っているんですけれども、この国債の満期が近づいております、平成33年ごろには資金運用益がかなり急激に落ちる見通しになっておりますので、それに向けましてやはりですね、事業構成をどうしていくかということは基本的に考えなければいけない段階に来ていると思いますので、御質問の趣旨を踏まえて、本当に貴重な基金だと思いますので、十分検討させていただきたいと思います。

**両角昌英議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、認定第1号のうち所管部分及び認定第4号、認定第5号を、福祉環境委員会に、議案第19号、議案第20号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号をそれぞれ付託いたします。

---

**両角昌英議長** 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**両角昌英議長** 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時23分



## 平成30年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

平成30年9月27日（木）

午前9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 認定第 1号 平成29年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- | 日程第 1 | 一般質問   | ページ | ページ          |
|-------|--------|-----|--------------|
| 1番    | 牛山智明 … | 35  | 2番 金井敬子 … 42 |
| 3番    | 今井秀実 … | 48  | 4番 望月克治 … 54 |

日程第 2～日程第8

議案第19号から認定第5号までの7件一括議題

認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員長報告

議案第19号及び議案第20号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員長報告

議案第19号から認定第5号まで7件各質疑、討論、採決

閉 会

~~~~~

### ○出席議員（22名）

議 席

議 席

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 林 元 夫     | 2番  | 金 井 敬 子   |
| 3番  | 宮 坂 徹     | 4番  | 増 澤 義 治   |
| 5番  | 牛 山 智 明   | 6番  | 小 松 孝 一 郎 |
| 7番  | 金 子 喜 彦   | 8番  | 廻 本 多 都 子 |
| 9番  | 矢 島 昌 彦   | 10番 | 小 林 庄 三 郎 |
| 11番 | 小 池 賢 保   | 12番 | 望 月 克 治   |
| 13番 | 北 沢 千 登 勢 | 14番 | 伊 藤 玲 子   |
| 15番 | 両 角 昌 英   | 16番 | 武 井 富 美 男 |
| 17番 | 今 井 秀 実   | 18番 | 笠 原 順 子   |
| 19番 | 渡 辺 太 郎   | 20番 | 八 木 敏 郎   |
| 21番 | 小 池 勇     | 22番 | 五 味 平 一   |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆ か り | 副 広 域 連 合 長 | 今 井 竜 五 |
| 副 広 域 連 合 長 | 柳 平 千 代 一 | 副 広 域 連 合 長 | 青 木 悟   |
| 副 広 域 連 合 長 | 名 取 重 治   | 副 広 域 連 合 長 | 五 味 武 雄 |
| 監 査 委 員     | 樋 口 繁 次   | 事 務 局 長     | 松 崎 寛   |
| 会 計 管 理 者   | 藤 森 一 彦   | 企 画 総 務 課 長 | 林 直 典   |
| 情 報 政 策 課 長 | 永 田 賢 二   | 介 護 保 険 課 長 | 依 田 利 文 |
| 八ヶ岳寮寮長      | 牛 尼 淳 夫   | 消 防 長       | 宮 坂 浩 一 |
| 消防次長兼総務課長   | 平 林 裕 章   | 岡谷市広域担当課長   | 岡 本 典 幸 |
| 諏訪市広域担当課長   | 前 田 孝 之   | 茅野市広域担当課長   | 小 平 雅 文 |
| 下諏訪町広域担当課長  | 伊 藤 俊 幸   | 富士見町広域担当課長  | 伊 藤 一 成 |
| 原村広域担当課長    | 宮 坂 道 彦   |             |         |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|       |           |                   |       |
|-------|-----------|-------------------|-------|
| 書 記 長 | 前 澤 由 美 子 | 企 画 総 務 課 総 務 係 長 | 森 井 潤 |
| 書 記   | 宮 坂 香 織   |                   |       |

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-2)

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時07分

(傍聴者 なし)

開 議 午前 9時30分

**両角昌英議長** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**両角昌英議長** 日程第1 これより、一般質問を行います。

順次質問を許します。牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** おはようございます。5番の牛山智明です。本日の質問はですね、三つほどあります。

一つは諏訪広域消防本部の関係から、1. 消防本部予防課に提出する書類について、2. 特別救助隊の配置について。2番目、消防団員確保について。その1、消防団員確保のための教材製作について。2、確保のための他の取り組みについて。大きな3として、介護職員に関する事業所実態調査について、その1、現場アンケート調査実施について、2、潜在介護士等の発掘について、以上3件、6項目について質問いたします。

まず初めに、諏訪広域消防本部関係で消防本部予防課に提出する書類についてお伺いしたいと思います。防火・防災管理関係、防火対策物、ホテル、旅館などに対するガス等、火薬・煙火消費、危険物、建築同意にかかわる等、11の予防業務に関する書類申請、届出書についてそれぞれの消防署で行っていた業務を一元化し効率的に業務を行うことは理解できますが、富士見町、原村から書類を提出するには提出に半日、受け取りに半日、1日がかりの仕事になります。

ここから質問なんですが、なぜ許可申請書、届け書の提出を岡谷の消防本部の予防課に提出するのか。2. なぜ最寄りの消防署への提出はできないのか。

以上についてお伺いします。後は自席にてお伺いいたします。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** おはようございます。牛山議員からの御質問にお答えさせていただきます。

消防に提出いただく書類は、最寄りの消防署に提出いただけるものと消防本部までお持ちいただけるものと2種類ございます。各消防署で受け付けることができるものとしては、防火管理者の選任解任届、消防訓練や消防用設備の点検報告、一般住宅の建築同意、煙火の打ち上げの届け出等があります。また、危険物関係では危険物の数量の変更、保安監督者の選任解任届、地下タンクの点検報告等も消防署で受け付けております。

これらは管内の各消防署で受け付け、処理を行っておりますが、本来消防本部予防課へ提出すべき申請書や届出書につきましても、特別な指導や打ち合わせの必要のないものにつきましては消防署で受け付けた後、消防本部予防課へ転送し予防課において処理を行い、住民の皆さんに御不便をおかけしないよう配慮しております。

しかしながら、危険物の許認可につきましては設置許可、変更許可、仮使用の承認、完成検査の申請等、その内容は非常に専門的なもので、消防本部予防課の職員が業者と対面で詳細な打ち合わせや指導をする必要があり、御足労ですが消防本部予防課までお越しいただいております。

また、住宅を除く建築同意につきましても、建物を建築する際に設置が必要となる消防用設備の種類、数量、設置方法等について、関係法令と照らし合わせて丁寧に指導する必要があり、やはり消防本部予防課までお越しいただいております。このように消防本部予防課までお越しいただくのは主に危険物の取扱業者、消防用設備の設置業者、また店舗や工場等の建築主の方々となります。

予防業務は火災や危険物事故を未然に防ぐことはもとより、発生した火災の被害を消防用設備等によって最小限に食い止めるなど、住民の安心で安全な生活を確保するために大変重要な業務でございます。そのため、消防本部予防課には専門的な知識を持った職員が集中的に配置されており、御足労でも消防本部まで足をお運びいただき、万全の打ち合わせや指導を受けていただくようお願いしております。以上でございます。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** ありがとうございます。そうすると、今の2点だけが予防課で提出が必要だということでしょうか。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 2点だけといいますか、消防本部の予防課と打ち合わせをしていただくというところは、より専門的な調整、打ち合わせをするものが必要なものに関しては消防本部の予防課までお越しいただいているところでございます。届け出等で提出していただければそれで済むものに関しては各消防署で受け付けておりますので、打ち合わせの必要のあるものだけは消防本部へぜひお越しいただきたいと、そんな状況でございます。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** 今、私がなぜそれを聞くかという、要は予防課に出さなきゃいけないというのは11ばかり項目があるんですね。そのうち今お話をしているのは、建築同意と危険物ということですね。もしそういうことであればオープンにさせていただいて、ここのこの部分については

予防課へ必ず来てくださいと。あとのものについては最寄りの消防署でいいですよというようなね、このすみ分けをしていただいたほうがいいかなと。

私が調べた範囲の中では、予防課に出さないといけないのが、直接やらなきゃいけないのが11あったんですよね。今のお話だと全てが入っていないので、ということはその2件についてのみ予防課で処理をするという考え方でいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** それぞれ特に建築の関係等、または危険物の関係については詳細な打ち合わせが必要となつてまいります、そのほかの書類、例えば煙火の書類、花火を打ち上げるに關しても、本当に小さいこと、ただ打ち上げるだけ、業者の方が打ち上げるだけでしたらそれほど打ち合わせの必要もないし、消防署で受け付けて提出していただければいいんですが、花火一つにとっても諏訪湖の花火になりますと、業者と消防本部予防課としっかり打ち合わせをするようなこともあろうかと思ひます。そんなふうに一律に線を引くということは、なかなかやる行為が大きい行為から小さい行為まであろうかと思ひますので、その都度その線を引くということがなかなか難しいと思ひております。

ですので、いろいろなその消防に対する届け出等に関して事前に電話をしていただひて、これはただ届けるのでいいんですかという確認などをしていただければ、それは消防署へ提出していただひて結構です、消防本部の予防課までぜひお越しいただひて打ち合わせをお願いすると、そんな話になろうかと思ひますので、ただ単に書類の内容において線を引くというのは大変厳しいかと思ひております。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** ちょっとしつこいようですが、聞いてこれはいいですよということは、担当者がすみ分けできているわけですよね、中で基本的に、多分。だったら、それをただオープンに整理すればいいんじゃないかというふうには思ひますがいかがですか。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 担当者は当然すみ分けはできているんですが、やる内容によって本当に大きい内容か小さい事柄か、ちょっとなのか、そこによってやはり打ち合わせが必要なものも出てくるかと思ひますので、これは全部各署へ届け出を提出していただひただけでいいということは大変ちょっと心配な面もございますので、ぜひ打ち合わせをしていただひたり電話で確認をしていただひり中で、各署で提出していただひるか、または消防本部。恐れ入りますが、消防本部予防課までお越しいただひて詳細な打ち合わせが必要、説明が必要か、そこら辺を判断していただひればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** ここに時間をとつているとですね、後が詰まっていますので、いずれにしても私の個人的な思ひとしてはですね、最寄りの消防署へ一旦出して。それからメール便で本部へ行くと思ひますので、その段階でこれは説明が必要だとか、調整が必要なものについては電話で来てい

ただとかなんか、そういうふうにしていただくと無駄な時間がなくていいかなと思います。ちょっと、案として検討していただきたいなと思います。

次にですね、出動隊の配置について。はしご車は広域的に出動条件のよい諏訪消防署に配置予定しているようですが、特別救助隊はなぜ岡谷消防署に配置になっているのかお伺いしたいと思います。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 中高層建築物の火災による諏訪広域消防の出動計画は、優先順位の高い順にはしご車隊、タンク車隊、ポンプ車隊、指揮隊、それと救助隊等合計7台の消防車両が現場から近い順に選ばれて、一斉に出動することとなっております。第一優先で出動するはしご車隊は、はしご車の先端から放水する梯上放水、はしごの先端から水を打つ。これによりまして火災防御及び高所からの人命救助の任務に当たり、救助隊は建物の内部へ進入し逃げ遅れた要救助者の検索や誘導等の救助活動を行うこととなっております。

現場に一番近い車両を出動させる直近出動の運用上、出動車両を選択する際、優先順位が定められておりまして、はしご車隊と特別救助隊をともに諏訪消防署に配置した場合、仮に諏訪消防署管内で中高層建築物火災が発生いたしますと、特別救助隊員は勤務人数の制約によりまして優先順位の高いはしご車隊員やタンク車隊、またポンプ車隊として出動せざるを得ず、結果として特別救助隊の要員が確保できないこととなってしまいます。特別救助隊員は、高いスキルを持って特殊かつ高度な救助事案に対応する部隊でございますので、中高層建築物火災における救助活動には欠くことのできない部隊でありまして、特別救助隊が編成できない事態を避けるために、はしご車隊と特別救助隊の配置署は切り離す運用とし、特別救助隊を岡谷消防署へ配置がえすることといたしました。

なお、岡谷消防署へ配置がえすることに伴いまして、これまで化学物質等に起因する災害や水難事故等に限定しておりました特別救助隊の出動範囲を拡大し、119番通報時において逃げおくれ情報があった火災や多重衝突の交通事故等につきましても、直ちに出動できるよう運用方法を変更し、管内全域で発生した救助事案に高度な救助技術を提供することとしたところでございます。以上です。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** 私はいずれにしても広域ということになれば、茅野の西部か諏訪のどっちかにこの重要なポイントを置くべきだと思っています。今回その話を聞くと化学消防車は富士見に配置するという話も聞いているんですが、これもその広域的な考えをするならば西部か諏訪署かどちらかに配置すべきじゃないかというように思うんですが、この辺はどうでしょうか。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 諏訪地域、諏訪圏域のほぼ真ん中といたしますと、やはり諏訪消防署ということになります。諏訪消防署に全部の必要な車両を配置するというわけにもいきません。当然職員数の制約、また配置の割り振りもございますので、必要な車両を全て中心の諏訪消防署に配置するわけ

にはいきませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、特別救助隊を岡谷消防署に配置いたしましても、岡谷消防署は長野道のインターが非常に近いわけでございます。高速を使用すれば富士見、原、そこら辺にも非常に早く出動、現場到着も可能になりますので、岡谷消防署に特別救助隊の配置も、そこら辺も考慮しているところでございます。

また、富士見消防署に化学車を配備するというのもございますが、やはり車庫的な問題もございますし、車両の適正配置という形で、今回はしご車を諏訪消防署に配置がえすることによりまして、各車両の配置を考えたところでございます。よろしくお願ひいたします。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** 消防のことだけをここでやっちゃうとまた時間がなくなっちゃうので、ただし1点だけ。その化学車はやはりどちらかに置くべきだというふうに思うんですよ、要するに出動を考えると。富士見からそれじゃあ岡谷に行く、時間がかかりますよね。当然、西部か諏訪のどちらかの場所にですね、設置できるように何か考えていただきたいなと私は個人的に思うので、検討をお願いしたいと思います。

続いて、消防団員確保についてですが、基本的にはそれぞれの市町村での対応になるわけですが、団員確保については6市町村の共通の課題であります。皆さん御存じのとおり、それぞれの地域で苦労しているところであります。

そこで、諏訪広域として取り組んでいただきたい次のような一つ提案をしたいと思ひます。平成29年12月29日にですね、「総務省消防庁 消防業務、漫画で紹介」という記事がありました。

内容は、2018年度、小学生に消防職員の仕事を知らせようとして漫画を取り入れた教材を10万部作り、全国の消防本部に配布。消防職員が行う出動講座の教材として活用というものであります。

そこで提案ですが、広域でもこれらを参考にですね、消防団員確保のための教材を諏訪広域で作成し、小学校での教材として将来の入団促進を図るといふ案はいかがでしょうか。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 本年度、総務省消防庁におきまして、小学生を対象とした消防業務に関する啓発事業という、これが予算計上されていることにつきましては私どもも承知しております。議員おっしゃるとおり、報道によると、消防庁は将来消防士や消防団員として働く人材の確保につなげるため、消防の仕事についてわかりやすい漫画を作成し、各消防本部に配布するとのこととあります。

これらにつきまして長野県に確認したところ、これまでに具体的な教材の内容、配布予定時期等の情報は入っていないとのことでありますので、諏訪広域消防といたしましては、まずは内容の確認を行った上で活用方法を検討し、今後必要であれば独自の取り組みについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** ぜひそのようにお願ひしたいと思います。

そのほかにですね、6市町村共通の課題ですので、広域としてほかに何か取り組むものがないかどうかお聞きしたいと思います。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 消防組織法に基づきまして市町村に設置されています消防団、これにつきましては、管理の主体は市町村とされているところでございますが、消防一元化に伴いまして広域連合の規約を改正し、消防団に係る事務は、一部を除いて広域連合の事務として現在、各消防署において執行しているところでございます。各種災害出動のみならず、地域の防火・防災のリーダーとして、住民の安心・安全を守るという重要な役割を担う消防団の必要性は広く啓発していかなければならないと思うところがございます。

消防団員数は年々減少傾向にありまして、国や県におきましても消防団員の入団促進について重点事項として施策展開していることから、諏訪広域消防といたしましても消防広場や消防まつりなど、住民に接する機会を利用しまして、消防団活動のPRに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、人口減少の中で消防団員の絶対数の維持には限界もあるため、広く一般の自主防災意識を高め、地域住民の皆さんに消防団の消防機能を補完していただくことも重要と思われまますので、消防団のPR等を通じ、広く自主防災意識の啓発を図っていく必要があるものと考えております。以上でございます。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** ありがとうございます。ぜひ積極的に行動をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、介護職員不足で事業所の実態調査をここで行っていただいたようですが、前回、待遇改善を私も要望したところであります。

現場で働いている介護士、あるいはヘルパー2級等、職員の待遇についてのアンケートを続けてぜひしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** それでは、牛山議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問にございました介護保険事業所に対するアンケート調査は、本年8月下旬より9月上旬にかけて、圏域内にあります介護事業にかかわる397の事業所を対象に実施をさせていただきました。

今回のアンケート調査は、事業所における介護従事者の雇用状況や人材の確保、定着等に向けて行政に望むことなど、24の質問により事業所の現状把握を目的に実施をいたしました。暫定的な数字ではございますが、介護に従事する職員の充足については、「事業開始時から常に充足している」との回答が41事業所、率にいたしまして17%ございましたが、「事業開始時は充足していたが、現在は不足傾向にある」との回答が102事業所、率にして43%。「事業開始時から常に不足傾向にある」との回答が41事業所、率にして17%と、介護従事者の不足を生じている事業所は60%に上がっている状況でございました。

また、介護従事者の不足による介護サービスへの影響についてお聞きしたところ、「職員の不足はなく、介護サービスへの影響もない」との回答が65事業所、率にして28%あった一方、「介護従事者の不足により介護サービス提供を断った」が45事業所、「介護従事者の不足により利用定員を充足できなかった」が22事業所と、利用者の要望に対応できない状況があるとした事業所が67事業所に上り、率にいたしまして28%、3分の1近くの事業所が介護従事者の不足により介護サービスへの影響があったことが認められました。

介護現場の人手不足は、事業所の運営や介護サービスを利用する被保険者の方々に大きな影響を生じるものと認識しております。今回のアンケート調査は事業所を対象とした現状把握と位置づけ実施いたしましたが、御質問のございました実際に介護の現場で働いている介護従事者の皆さんに対する調査については、来年度第8期の介護保険事業計画策定のための基礎調査の実施にあわせて行ってまいりたいと考えております。調査の内容といたしましては、就業されている方々の介護従事者としての意識や、職場に対する意見等を中心に設問を検討してまいりたいと考えているところでございます。

広域連合はこれまで人材確保に向けた事業所への直接的支援はしてまいりませんでした。介護従事者の定着や職場環境の改善の視点からの研修会を諏訪圏域介護保険指定事業者連絡協議会において毎年実施をさせていただいております。その他の人材確保に向けた取り組みにつきましても、今回の調査結果を踏まえ、関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、今回のアンケート調査の結果につきましては広域連合ホームページのほうに公開する予定でございます。以上でございます。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** アンケートをとっていただくということで非常に安心しております。ちょっとお願いが一つありまして、直接ですね、従事者の方にアンケートをしていただくのはいいと思うんですが、事業所を通さず直接、広域の皆さんのところに直接届くような形を取ったほうがいいかなと私は思っています。どこかで改ざんされると困りますので、ぜひちょっと検討していただきたいと思えます。

最後の質問になりますが、今お話のようにですね、人材不足は否めない現象だと思います。介護の資格を持っていて、結婚、出産、待遇等で退職された方、潜在介護士、潜在ホームヘルパーなどの発掘をぜひやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** ただいまの有資格者等の介護従事経験のある方の把握、発掘につきましての御質問にお答えさせていただきます。

介護現場での離職の主な理由につきましては、先の事業所アンケートによると子育てや介護といった家庭の事情により離職したとの回答が57と最も多く、次いで健康上の問題、職場の人間関係の不満、ストレスとの回答が続いております。

この結果を見ましても、離職の多くが自己都合によるものの反面、職場環境に起因するものも多いことがわかりました。そのため、離職の要因となった事情や職場環境の改善によっては復職も可能と思われます。介護福祉士等の資格を持ちながら活用できない方や介護職場から離職されたままの方など、地域にいらっしゃる潜在的な有資格者の就労や復職支援につきましては、長野県社会福祉協議会での介護人材バンクやハローワークでのスモール面接会等の活用がございます。

広域連合といたしましては、復職や介護の仕事についてみたいと考えている方への情報提供や橋渡しが一つの役割と考えております。ホームページや広報誌を活用して、復職したい方や介護に興味のある方に情報提供を行ってまいりたいと思っております。また、今回のアンケート結果を事業所にフィードバックし、事業所において介護従事者の定着、雇用に向けた取り組みを進めていただくよう支援してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**両角昌英議長** 牛山智明議員。

**5番牛山智明議員** ありがとうございます。待遇改善という一つの大きな項目があると思います。

これからアンケートをとるわけですが、そういう中にですね、きついか汚いか、危険とか給料が安いとかいろいろ出てくると思います。そういうもののやっぱり改善を、こういうふう改善するからどうでしょうかというふう発掘をしていただきたいなと思います。今までどおりなら今までどおりでは人は集まらないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、アンケート結果がこれから出るわけですが、将来を見据えた待遇改善をぜひお願いして、本日の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

**両角昌英議長** 次に、金井敬子議員の質問を許します。金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** 質問番号2番、議席2番、金井敬子です。通告に沿って特別養護老人ホームにかかわる質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

最初に、特別養護老人ホームの入所申し込み窓口の変更についてです。間もなく10月から特別養護老人ホームの入所申込窓口が各自治体から入所を希望する施設への直接申し込みになります。

このことについては既に「広報すわこういき」や、それぞれの自治体の広報にも入所手続の円滑化を図るためとして掲載されていますが、この変更により入所の公平性がどう担保されるのか不安があります。

施設にとってはあきが生じた際に、早急に次の方を決められ入所いただくことで空白期間を少なくする、運営面でのメリットが大きいことと思います。しかし、大変疑った考え方をすれば、介護報酬が高く、介護度の高い方で余り手のかからない方のほうが優先的に選択されてしまうのではないかと。つまり、待機している方や家族の方にとってはどうなのかという点で不安があるのです。

そこで、若干細かいことも含めてですが、幾つかの点で詳しく知りたいこと等をお聞きしてまいります。まず、既に入所申し込みをされている方は10月以降どう登録されるのでしょうか。広報には、現在入所待ちの方は改めて入所申し込みをしていただく必要はありませんと記載されています。お一人ずつ施設希望を伺い、その第1希望の施設に登録されるのでしょうか。

次に、既に入所申し込みをされている方も、新規に登録される方もお一人複数の施設にエント

リーが可能なのでしょうか。そして、既に入所申し込みをされている待機者の方と、10月からの新規の直接申し込みされる方の優先順位はどう決められるのでしょうか。以上、広報には詳しく触れられていない詳細についてお聞きします。

そして、10月以降、保険者として入所判定が公平に審査されているかのチェックはどう行う予定でしょうか。また、10月以降の特養待機者数の把握はどのようにされるのか。この点については各市町村のかかわりについてもお聞かせください。

次に、特別養護老人ホーム待機者の動向と今後の施設整備についてお聞きします。

特養待機者の直近数とこれまでの推移をお知らせください。昨日、福祉環境委員会での昨年度介護保険の決算審査の中で、第6期介護保険事業における特養の整備数は整備目標数として掲げられた170床に及ばなかったというお話はお聞きしたところではあります。では、現行の第7期介護保険事業計画。79床ふやし、1,212床までにするという計画に沿った具体化はどう見通されているのでしょうか。お聞きします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

**両角昌英議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 金井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、特別養護老人ホーム入所申し込み窓口の変更についてお答えいたします。平成12年度に始まった介護保険制度により、特養への入所が措置から契約に変わりました。入所の順番も、申し込み順から必要度順へと変わり、平成15年度には国から入所判定会議の設置が示されました。

国は当時、この入所判定会議を特養に設置することとしていましたが、諏訪圏域では公平性を担保する意味で行政において判定すべきとの意見があり、当分の間、入所判定会議を市町村に設置し、圏域内の統一基準により判定を進めてきました。広域連合は、各市町村で入所判定会議を経て作成した入所待機者名簿、これを集約の上、各施設に提供し市町村別入所枠の管理も行ってきました。

これまで特養へ入所を希望する方は、各市町村の介護保険担当課に入所申し込みを行い、各市町村の入所判定会議で入所優先順位を決定していましたが、平成30年10月1日からは入所を希望する特養に直接入所申し込みをし、各特養に設置された入所判定会議で入所判定を行い、入所優先順位を決定いたします。特養が直接申し込みを受け、みずから入所判定を行うことにより速やかに入所事務を進めることができ、入所希望者と施設双方にメリットがあるものと考えております。

また、各特養では従来各市町村が準拠してきた入所判定基準をもとに作成した諏訪広域連合介護老人福祉施設の入所ガイドラインにのっとり入所判定を行いますので、従来に引き続き入所の公平性は確保されるものと考えております。

なお、本年10月に入所判定が各特養へ移行した後も、広域連合は毎年2回、3月末日と9月末日に各特養に入所待機者の状況報告を求めるとともに入所者の実態調査を行い、特養代表者、市町村担当者、広域連合の担当者により構成される特養入退所事務連絡会を開催し、必要に応じて入所事務の見直しを行うこととしております。これに関するさらに詳細な御質問に関しましては、この後、介護保険課長よりお答えを申し上げます。

次に、特別養護老人ホーム待機者の動向と今後の施設整備についてお答えいたします。現在、諏訪圏域には20の特養があり、ベッド数は1,133床ございます。平成27年4月の介護保険法の改正により、特養への入所は原則として要介護3以上となり、要介護1・2の方は特例要件該当者のみ入所できることとなりました。このことにより平成27年3月末のピーク時には827名いた入所待機者は、平成30年7月末日現在559名に減少しました。この559名の対象者の居場所は在宅が150名、介護老人保健施設等の特養以外の施設が316名、入院が93名で、全体の73%の方は自宅以外の場所で待機をしており、緊急性の高い待機者は限定されているという現状です。

特養の整備については、緊急度の高い待機者が一定数存在する半面、圏域全体にわたって介護職員の人材確保が困難となっており、多くの施設を新たに建設すれば圏域全体の介護職員不足を一層深刻化するおそれがあることから、第7期介護保険事業計画では介護職員の確保が比較的容易で施設整備コストが安価であるサテライト型施設整備や既存施設の増床、ショートステイからの転換を中心に79床の整備を計画いたしました。

整備計画の内訳は、平成30年度にショートステイから特養への転換で26床、平成31年度にショートステイから特養への転換と既存施設の増床で24床、平成32年度に地域密着型特養の新設で29床。この計79床となっております。

在宅の入所待機者の状況から見ると、第7期介護保険事業計画の特養の整備後も入所待機者の解消は難しい状況にありますけれども、自宅にいながらも施設並みのサービスが受けられる24時間サービスの定期巡回随時対応型訪問介護看護等を整備するなど在宅サービスを充実させることも重要であるため、高齢者人口の増加や在宅サービスの量、介護保険料等さまざまな要素を勘案しながら第8期介護保険事業計画を検討してまいりたいと考えております。以上です。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** それでは、御質問の内容につきまして御回答させていただきたいと思えます。

まず、既に入所希望をされている方は10月以降どのように登録されるのかという御質問でございましたが、今現在申し込みをされている方の名簿につきましては、そのまま各施設のほうへ移行をさせていただきます。ですので、そこで改めて申し込みをしていただくということはありませんし、希望されている施設に名簿が行くという状況になることでございます。

それから、入所の希望に当たりまして第1希望、第2希望という考え方はなく、希望されている方は全てが1位という形と考えているところでございます。ですので、希望されている申し込みの段階、既に申し込みの段階で希望されている施設には全てのところにその方の情報が行くという取り組みになっているところでございます。

それから、新しい方は新規に申し込みをする必要があるのかということでございますが、特に先ほど申し上げたように、既に申し込まれている方、名簿に載っている方は新たに申し込みは必要ございませんし、お一人の方が幾つかの希望施設に登録することは認めているところでございます

ので、お一人幾つまでということではないという状況でございます。

それから、3番目といたしまして既に直接、もう既に申し込まれている方は10月にその新たな方との順位はどうなるのかということでございますが、ガイドラインによりまして客観的にその方を名簿に載せるための点数化をしております。ですので、その点数が新しいところに行っただけで変わるといってはいけませんので、今の現状のまま引き続き名簿掲載の順位としての点数は変わらない状況としているところでございます。以上でございます。

**両角昌英議長** 金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** それでは、ただいまの答弁を受けて、さらに入所申込窓口の変更についてお聞かせいただければと思います。

まず、施設ごとの地域枠についてでございますが、これまでのものが維持されるのかという点についてであります。そして、これにかかわっては諏訪圏域外の方の申し込みの受け付けも可能になるのか。その際、地域枠の変更についてはどう議論がされているのかお聞きしたいと思います。

次に、各事業所における審査の具体的な行い方についてお聞きいたします。先ほどの説明の中にも入所ガイドラインに沿ってという説明はあったところでありますが、広域連合から示されているガイドラインによりまして、各施設に入退所検討委員会がつけられて、そこでの審査によって入所者が決定されることになるわけですが、その委員会には施設職員以外の方を委員とすることが望ましいとされています。公平な審査のためには施設職員以外の第三者が加わるべきと考えますが、10月開始を前にそれぞれの施設ではどう準備が進められているのでしょうか。施設職員以外の方を委員に加える施設はどれくらいあるのか、広域連合として10月を目の前にして把握はされているのかお聞きしたいと思います。施設職員以外の方が委員に加わらない場合、公平な審査がされるのかという不安が払拭できません。そのことに関する保険運営者としての見解を求めたいと思います。

それから、特養の入所申込窓口の変更については以前から議論されてきたことと承知をしているところでありますが、10月からの実施を前に最終説明会が9月26日、つまりきのう行われることになっていると聞いております。変更間際過ぎるのではないかと感じるようです。最終の説明会ということですので、これまで数回にわたりそうした説明会が実施されてきたのかとは思いますが、これまでの議論や、それからそれぞれの施設あるいはケアマネ等の皆さんなど、実際にかかわる皆さんへの説明会等の実施など、経過について改めてお聞きしたいと思います。

そして、介護職員の確保に苦勞をして、職員が足りないために入所者の数を制限せざるを得ないような施設も実際にはある中、それぞれの施設において入退所検討委員会を立ち上げることは、施設側にとってある意味負担増になってしまうのではないかと考えます。変更にかかわって、施設の受けとめはどうかお聞きしたいと思います。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** ただいま御質問いただきましたことについて御回答したいと思います。

まず、この10月からの特養の申し込みの関係が施設に移ることによりまして、今まであった地域枠はどうなるのかということでございますが、この10月の移行を持ちまして各施設においての

地域枠、いわば市町村枠といえますか、それにつきましては撤廃という形を考えているところでございます。現状、その地域枠といった湖周、岳麓等々において入所がうまく分担できるように、それから把握できるようにということで進めてまいりましたが、この10月で各施設の地域枠はとりあえず廃止をさせていただくという形を考えているところでございます。それはある意味、身近な施設のところに皆さん申し込みいただいている現状がこの15年間の中にもございました。ですので、地域枠にとられることはないだろうということで、とりあえずの地域枠は外させていただくという取り組みをさせていただいています。

また、諏訪圏域外からの申し込みの方につきまして、これから受けられるのかということでございますが、受けられる状況にはさせていただいております。介護保険法上、利用が限定されるサービスではございません。地域密着型サービスの特養に関しましては、その被保険者しかないと考えますが、施設サービスにかかわる特養であれば、それは地域密着ではございませんので限定されることはございませんが、他市町村、他圏域からの申し込みは受けています。これまでも受けていなかったわけではございませんが、今回は明確にそれは受けていくという形でございます。

それから、各施設の委員会構成につきましての御質問でございます。第三者を入れることが公平性が保てるのではないかと御意見でございます。私ども検討の中でも十分考えさせていただきました。ただ、その第三者の皆さん、施設に係る者の皆さん以外の加入につきましては、時間的なこと、それから費用の発生等々が出るのではないかと御意見でございます。望ましいという表現にさせていただいているところでございます。

ただ、そのガイドラインによりまして、その入所の基準であります点数化はそのガイドラインに沿って決めていくものでございますし、それから先ほど答弁をさせていただきましたけれども、3月、9月におきまして入所希望者、いわば名簿の状況等々を確認をさせていただく中で点数が高い方がずっと残っていると、そういう状況が出ているようであれば施設側に問うていきたいと考えているところでございますが、第三者の委員管理につきましては、望ましいという部分でとどめさせていただいたところでございます。

第三者の方々が入る施設をどのように把握しているかという御質問ではございますが、今現在お聞きしている中では2施設が第三者を入れようかなというようなお話をお聞きしておりますが、実際のところ確認しているところではございません。会議を進めている中でお聞きをしているところでございますので、その把握につきましても10月以降させていただければなと思っております。

それから、介護保険施設の中で委員会をつくることの施設側の負担感の部分でございますが、介護従事者の皆さんが不足している状況というアンケートの状況からも含めてではございますが、このやり方がどのようになるのかということだと思っております。施設長を中心に生活指導員、相談員等々が受け付け時の段階の中である程度の聞き取りができる。そしてそれを待機者としてのコンセンサスを得るための施設内での定例的な会議という形になっていく中では、改めてその一つが委員会という形でいくのか、職員会の延長の中でさせていただくのかということになるかと思っております。

いずれにしても、その施設側の主観的な考えではない中のガイドラインで進めていきますので、できるだけそれを尊重しながら負担感がないようにはなるかと、大きな負担感にはならないかなと考えているところでございます。

それから、この窓口の変更にあたりまして、関係者とどのような経過を過ごしてきたかという御質問でございます。このお話は平成29年の1年間かけて移行していくことを前提にですね、特養の皆さん、行政、各市町村担当者の皆さん、広域の担当者を含めて4回の会議をさせていただきました。それは3カ月に一度程度の調査として、入退所事務見直し検討会という形でやらせていただきました。その入所事務の見直しにあたりまして、どのようにしていこうか。施設側に移行する、施設側からも強い希望がございました。事務的なところは、もうそろそろ私たちに任せてもらってもいいのではないかと御意見もある中で、それぞれの中で平等性を保つにはどうしたらいいだろうかという形でガイドラインをしっかりと遵守していきましょう、つくっていきましょうということで会議を進めやってきた状況でございます。

御質問にございました、きのうの9月26日につきましては、これは今まで名簿を入所判定委員会をやっていた市町村と施設側との引き継ぎを主とした会議でございました。決してその説明会ではなく、もう事務的に市町村が持っている特養の入所希望者の名簿を引き渡す。事務的なものの引き継ぎという形できのうは実施をさせていただきました、この施設側との日程がどうしても水曜日の午後しかないということで、ひと月の中に4回しかない中で9月26日というところでさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

**両角昌英議長** 金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** それでは続けて、先ほど3月、9月と半年に1回各施設ごとの待機者の数等の実態を調査するというものであります。こうして調べられた、それぞれの施設にその時点で何人の待機者がいらっしゃるのかというのは公表されるのでしょうか。例えば諏訪広域連合のホームページなりにもそれが数字として表記されるのかお聞きしたいと思います。

そして、申し込みの数は希望すればどの施設でも可能ということで、数の制限はなく複数可能ということであれば、人気のあるというか、施設ごとにばらつきがあって、限られた施設に申し込みが殺到してしまうことも十分考えられるのではないかなと思いますが、その点での公平性の担保という点での御見解を求めたいと思います。

それから、第1回目の質問で第7期の事業計画に沿った特養等の整備の実態はどうかとお聞きしました。年度ごとの整備の予定をお聞きしましたが、今年度平成30年度分のショートからの変更26床分の見込み、つまり今年度中には26床の特養を増床が可能なのか改めてお聞きをしたいと思います。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 御質問にお答えしたいと思います。

一つ目でございます。人気の施設等に入所の希望にばらつきがあるのではないかと御質問で、それを平等にする、担保するはどうしたらいいかという御質問でございます。

一つは、人気がある施設というのはどういう施設なのかということもほかの施設の皆さんも考える中ですね、介護保険につきましては、ある意味競争原理が働く部分もあるかとは思いますが、偏りがあるのであれば、その施設のよさがほかの施設にも伝わるような橋渡しを広域がする中で、諏訪広域全体の施設が平等、処遇に対してですね、いい施設になるような形として広域としては取り組んでいかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

それから、施設整備の関係でございますが、第7期中の特養の整備としての79床の関係でございます。今年度ショートステイからの26床の転換につきましては予定どおりできるかなというふうに考えているところでございます。ショートステイからの転換につきましては、施設側からの強い希望もございまして、これは予定どおりショートステイからの転換等々につきましては進めていけるかなというふうに見込んでいるところでございます。

それから1番目の質問でございますが、待機者の状況につきまして、3月、9月にそれぞれ各施設から名簿を出していただきます。その人数の公表につきましては、特に秘密にすることではないかとは思いますが、把握に努めていく状況でございます。それをどのような形で公表するのかにつきましては事務局内、また連合長さん等々も含めた中で検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

**両角昌英議長** 金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** 先ほども数をお聞きしました。500人を超える方が特養を入所待機されています。特に所得が少ない層にとっては特養がよりどころとなります。どうにも在宅での生活ができず、やむを得ず有料の老人ホームなどに入所しても、経済的にはいつまで続くか大変不安だといった声。また、介護度が低いとユニット型であってもなかなか入れず、待機の日数がふえていくばかりといった声も少なくありません。待機されている方や御家族にとっては、何より入所判定が公平に行われ、一日も早く希望の施設に入所できる日が待たれています。必要な施設整備とあわせて、こうした方々の思いに沿っていただけることを願って質問を終わります。ありがとうございました。

**両角昌英議長** 次に、今井秀美議員の質問を許します。今井秀実議員。

**17番今井秀実議員** 17番、今井秀美です。諏訪広域消防の課題について質問いたします。

1、消防ポンプ車、救急自動車等消防車両、資機材等の整備についてです。平成29年度の決算資料で火災出動件数79件、救急出動件数9,059件とあり、高齢化に伴う救急出動の増加、水難救助や特殊災害への対応など、広域消防の果たす役割は増しております。現状はどうであるのか、どのように捉えているのかまずお伺いしたいと思います。

その上で、車両等の整備状況についてお聞きいたします。消防ポンプ車は水槽付ポンプ車、普通ポンプ車合わせて13台、救助工作車3台、高規格救急車13台という現状であります。消防車両は充足しているのかお聞きいたします。

また、山林火災への対応や特別救助隊の任務遂行など資機材の充実が求められております。現状はどうかお伺いいたします。

2番、消防職員数増員等、人員体制の充実強化についてです。平成25年に策定された諏訪広域

消防本部一元化実施計画において、人員配置数として229人が示され、当初の242人からこれまで段階的に職員数の削減を進め、現在は234人の体制となっています。来年4月には計画配置数どおり229人まで削減していくという方向で進んでいると聞いております。

私がかねてから、消防力を支えているのは人材であり、一元化にあわせて大幅な人員削減はすべきでないと主張してきたところでもあります。先月8月12日の長野日報には、「職員数削減計画に課題、検討継続」との見出しで、229人の職員体制の困難さについて報じられております。県消防防災航空隊への派遣、産休・育休への考慮がされていなかったこと、救急出動件数の増加などが指摘されています。報じられていること以外でも通信指令課の体制の実情はどうなっているのか。

また、予防業務や特殊災害への対応など各署の職員の負担もふえているのではないかなどよく検討してみる必要があると考えるものであります。これらを踏まえ、現在の職員体制の実情と課題についてどう捉えているのかお伺いいたします。

この地域の消防力の確保のためには、来年4月に229人としていくという計画そのものの見直しが必要となっていると考えます。増員していく決断をすべきと思いますが、いかがかお伺いいたします。

3番、消防団との連携。一元化がされて、実際に運用してくる中で消防団との連携に課題があるとされてきました。現状と課題についてお聞きいたします。

4番、大規模災害への対応についてです。糸魚川市の火災、熊本地震、西日本豪雨などを想起しても、この諏訪圏域で大規模災害が発生すれば、広域消防の総力の発揮が必要となってまいります。

また、他の圏域へ応援要請をしていくことも必要となってきます。過去のこの圏域での災害事例の教訓も含め、この点をどう捉えているかお聞きいたします。

また、全国的に多発化の傾向が著しい大規模災害について、これまでに増して、この諏訪広域消防から応援部隊を派遣してほしいという要請も多くなっていると思われまます。応援体制、支援体制はどのようになっているのでしょうか。またその中で、応援要請に応えていくことについて、どのような課題があるのかお聞きいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** それでは、今井議員からの御質問のうち、私からは1番目、3番目及び4番目の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、消防ポンプ車、救急自動車等消防車両、資機材等の整備についてでございますが、平成29年度の火災件数は79件で、前年度に比べ10件の増。救急件数は9,059件で、前年度比は45件の減となっているものの、長期的に見ますと右肩上がり年々増加傾向にあります。

また、最近ではJR茅野駅において電車内で、JR上諏訪駅においては駅構内で相次いで不明液体が発見され、それらの除去及び除染対応を行いました。このような特殊災害と呼ばれる災害も発生しており、その活動は複雑かつ多様化の様相を呈しております。

自治体が整備すべき消防力の整備水準を示す消防力の整備指針では、地域の実情に即した適切な

消防体制を整備するための目標数値が示されておりますが、具体的に消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車につきましては、整備指針において11台とされているところ、諏訪広域消防では予備車1台を含め13台となっております。また、救急車につきましては、整備指針の示す配備数は管轄人口から6台となっておりますが、現在予備車1台を含め13台の救急車が配備されており、車両数といたしましては不足している状態ではないと考えております。

また、各種資機材につきましては、火災現場で使用する空気呼吸器、特別救助隊が特殊な救助事案に対応するための高度救助用資機材。水難救助の際、水中で着用するドライスーツなど限られた予算の中で計画的に整備し、充実、強化を図っているところでございます。

続いて、消防団との連携についてでございますが、消防一元化に当たり、市町村の直轄組織である消防団との連携につきましては、従来どおりの協力体制を維持することとし、定期的な連絡会議、訓練等を通じ、平時から連携協力体制の強化を図ることとしております。

現在、管轄内で発生した災害現場に出動した消防団は諏訪広域消防が設置する現場指揮本部に参画し、相互に協力して現場活動に当たっており、それぞれの活動を効果的に行うために各消防団と消防署において合同訓練を実施し、情報の共有や活動内容の確認を行っております。

一元化当初は、お互い暗中模索的な部分もありましたが、一元化後3年が経過し、合同訓練や積極的な情報交換などを通じ、現在では災害現場における連携協力体制はしっかりと築かれ、災害対応を行っておりますが、今後もより実践的かつ効果的な訓練を実施するなどして、さらなる連携強化に努めてまいります。

続いて、大規模災害への対応についてでございますが、消防一元化に伴い出動態勢につきましては市町村の垣根を越え複数の部隊を災害現場に集結させ現場活動を行っております。さらに、災害の規模により部隊の増強が必要な場合は、消防指令センターの判断により待機しているその他の消防署で出動可能な部隊を特命出動させる体制としております。

また、大規模災害発生時においては、非番、週休の職員を非常招集し、残存する消防車両を最大限に活用し、文字どおり諏訪広域消防の消防力の全てを結集して災害対応いたします。

しかしながら、当消防本部の消防力のみでは対応できない大規模災害の際の他消防本部への応援要請につきましては、消防本部に消防長を本部長とする警防本部を設置し、長野県消防相互応援協定に基づく応援隊の出動要請を行い、また国、県に対しましては、県外消防本部で構成される緊急消防援助隊の出動を要請してまいります。

実際に、岡谷市、諏訪市で発生しました山林火災におきましては、長野県消防防災航空センターを通じて、近隣の各県に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、消火活動の応援を受けた経過がございます。

応援を受ける受援につきましては、進入経路や燃料の確保、投入すべき災害現場の特定等、警防本部の役割も重要であることから、消防本部において定期的に訓練を実施し、応援部隊の消防力を効果的に活用できるよう体制を整えております。

また、他の消防本部への応援出動につきましても、各種応援計画に基づき、出動要請を受けてか

ら可能な限り迅速に部隊の選定、派遣隊員の人選、派遣に伴う装備品の準備等を行い、要請に応じてまいりたいと考えています。以上でございます。

**両角昌英議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 今井議員の2番目の御質問にお答えをいたします。

平成27年の消防一元化以降、消防長以下消防本部課長、消防署長によって組織された消防一元化検証委員会において、3年にわたり一元化にかかわる課題等の検証を行い、実施計画に掲げられました効果については一定の成果を得ているとの報告がありました。

一方で、今後も継続的に検討が必要な事項の一つとして消防職員数の問題についても報告されております。これにつきましては、一元化協議の際、育児休業や県の消防関係機関への長期派遣による実働職員数の減が考慮されていなかったこと、また通信指令課の夜間人員の適正確保及び予防課の制度改正による業務量増大に伴い消防本部体制を強化したことにより、現在、一元化実施計画の示す職員配置数とは異なる運用となっていることから、それらにつきまして課題として報告されたところであります。

消防一元化は自賄い方式を解消し、文字どおり諏訪広域消防が真の広域消防として消防力の強化、充実を図る一方で、組織を効率化し経費を縮減することも重要な目的の一つです。消防職員数につきましては、一元化実行委員会を中心に多くの時間をかけて協議、検討し、最終的に229名と決定いたしました。一元化後3年が経過する中でさまざまな課題が抽出されていることを受け、広域連合では消防体制等検討委員会を立ち上げ、構成市町村の担当者を含め、今後の消防体制について検討してまいりたいと思います。以上でございます。

**両角昌英議長** 今井秀実議員。

**17番今井秀実議員** 17番、今井秀美です。2回目の質問をさせていただきたいと思います。

(1)の車両や資機材の関係ですが、茅野や上諏訪の駅で不明の液体が発見されて、それへの対応というのがつい最近、7月と9月ですか、あつたばかりで、その大変さということが思い出されて、かなり以前とは違った新たな困難さがあるなということを改めて感じました。

それで、ポンプ車については国の示す指針よりも充足しているので、おおむねいいという部分は理解できましたが、ただその例えば火災についていっても、水をかけて消せないような火災というのは全国でかなり起こっていて、いわゆる水以外の何というか泡みたいなのをかけて消火するという化学車というんですかね、そういうものの必要性は自分はかなり感じるんですが、その点はどうかということ。

それから、県の防災ヘリが墜落してどうだったかという質問がきのうも本会議でされましたが、平成29年度は山岳救助ずばりみたいなことでは特になかったというような返答だったような気がしますが、実際には山岳とは言わないけれど、山全体の麓のほうの救助については諏訪広域でも対応してくれというような相談みたいなのは昨年度から今年度の今に至るまでにもう既にあるんじゃないかと思うんですが、広い意味の山岳救助に関する新たな任務についてはどうなのか。それに関係する資機材も含めてですが、新たな任務に対する状況と、それから車両や資機材の状況について

お伺いしたいと思います。

それから先に3番、4番の関係ですが、消防団との関係については一定の理解ができました。合同訓練の実施とか情報交換を密にということによって一定の改善が図られている、さらなる連携強化ということでしたので、ここは本当に常に注意しながら、連携をより一層強化していただきたいと思います。

(4)番ですが、応援要請には応えていくという部分であるとか、大規模災害のときの対応についてはお伺いしましたが、1点。その応援要請に応えていくというのは、ことしのこの全国の大規模災害が連続するという中では、かなり日常的に諏訪広域も他の圏域に人を出していかなくてはならないという状況になりつつあるのではないかと思うんですが、ちょっとその辺どんな認識でおられるのかについてもお聞きしておきたいと思います。

それらの状況を踏まえて、2番目の人員体制の充実強化ですが、検証委員会を3年にわたってやってきて、たしか報道では17回とかということだったかと思いますが、職員数については課題としてあるということは明確に報告されているということ。そのために体制検討委員会というのをこれから立ち上げていくということですか。その消防体制の検討委員会というものがどんなふうなものになるのかお伺いしたいと思います。

あわせて、これら全部含めてですが、全国的に発生している大規模災害への応援要請への対応の面とか、山岳救助への対応とか、JRで起こったということも含めた特殊災害発生への対応などを総合的に考えると、来年4月に229人にまで持っていくというのが今の現状ではないかと思うんですが、それそのものも見直して、そこまでは減らさない、234人の体制にさらに上積みするというような方向性で今の瞬間動く、直ちに動くべきだと思うんですが、改めてその点についてお伺いしたいと思います。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 今井議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、化学車についてでございますが、この危険物火災に対応する化学車の配置数、整備数に関しましては、消防力の整備指針におきまして管内の危険物の施設数に基づき定められておりまして、車両の性能は危険物の規制に関する規則というものによって規定されているところでございます。諏訪広域消防におきましては、1台の化学車が必要とされておりますが、化学車は高額かつ特殊な車両であることから、泡消火薬剤を放出できるよう泡の原液や装備を積載した普通ポンプ自動車1台を化学車とみなして配備しているところでございます。

今後、他の消防車両の更新状況を考慮する中で、危険物規則の定める性能を有する化学車の配備につきましても慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、山岳救助に関してでございますが、昨年3月の長野県消防防災ヘリコプター墜落事故に伴いまして、現在長野県では民間からヘリコプターを借り上げ、山林火災の消火活動や救急搬送等を中心に消防活動を行っているところでございます。また、9月1日からは救助活動の再開の第1段階といたしまして、地上消防隊と連携した活動ができる場所に限って上空からの救出活動を

行う運用を始めております。

諏訪広域管内では八ヶ岳連峰を初めとする山岳地を有し、登山ブームなどにより遭難者も増加傾向となることが予想されるため、警察等の関係機関と連携する中で諏訪広域消防における山岳救助体制を構築し、山岳救助にかかわる隊員の育成、必要な資機材や個人装備の整備等積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、最近の大規模災害の発生でございますが、本当に大きな災害が毎年続けて発生している状況でございます。特に西日本を中心に発生している状況でございますが、やはり天候の異常等々によりまして発生しているところでございますが、日常的かと言われると、日常的という言葉が適当かはわかりませんが、頻度はかなり以前と比べては発生回数も多くなっているものと私たちも考えているところでございます。以上でございます。

**両角昌英議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 消防職員の増員についての御発言でございますけれども、消防力の整備指針では、現有する消防車両数から現場で活動する消防職員の数が決められます。現在配備されている車両数から単純に職員数を積算をいたしますと、大変多くの職員数が必要となります。消防職員数は単に増員すればいいというわけではなく、出動態勢、消防署の配置場所、消防車両の配置数、消防職員の業務内容など、広域消防の将来像を見据える中で、また大規模災害等への対応も考慮しながら検討していく必要がありますため、関係機関の協力を得ながら消防体制等検討委員会を中心に検討をしてまいります。

この消防体制等検討委員会は、10月11日を初回としてスタートする予定でございますが、新しい組織ですけれども、その内容につきましては消防長から補足をしてもらいます。

**両角昌英議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 私からは消防体制等検討委員会についてお答えさせていただきたいと思っております。

消防体制等検討委員会につきましては、先の正副連合長会におきましてこの設置が認められたところでございます。委員長として広域連合の事務局長、そして副委員長は私が務めさせていただきます。委員としては各市町村の担当課長、広域連合の事務を扱っている担当課長が委員として入っております。それと諏訪広域消防の署長、それと消防本部の課長が委員として加わっているところでございます。

検討内容につきましては、検証委員会から出されました職員数、それとか消防団との連携、または消防関係の業務、その他の業務といたしますか、市町村との業務のすみ分け等について検討するという形で10月、先ほど連合長から話がありましたように10月から第1回目の会議を計画しているところでございます。以上です。

**両角昌英議長** 今井秀実議員。

**17番今井秀実議員** 大体状況はわかりました。それで、山岳救助に対する要請というのは、もう9月1日から地上の部分、地上からの消防隊の応援と県のヘリとの連携みたいなことがもう既に始まっているとなると、今まで想定していなかった山岳というか山地の救助の新たな任務が発生する。

それから、事務側の通信指令課の体制ということをおっしゃっていただきましたが、この一元化実施計画では13人でいけるかと思ったというような感じですが、実際には夜間の態勢を考えると16人でもう既にやってきているということで、もうここで3人の読み違いがあり、それで山岳救助とか特殊災害とかということですので、本当にこれは229人では非常に困難だよというのがかなり現実に見えてきている。だから報道もされ、実際、消防体制の検討委員会というのを10月11日から立ち上げていくということで理解させていただきました。

この一元化実施計画でも条例定数については必要に応じて見直しますということなので、本当に真剣に議論をして適正数というのを出して、この地域の消防力が人員体制面で弱まってしまうということは決してないような十分な検討を強く求めておきたいと思います。事務局長も入っているということも、今、検討委員会のメンバーですがお聞きして、やっぱり広域消防本体だけでなく事務局も、そしてもちろん連合長や副連合長もその折々の報告を受けながら真剣に対応していくということだと思いますが、くれぐれも、繰り返しになりますが、この229人で本当にいけるのか、増員が必要であるのかというのをしっかり検討を深めて、とりわけ自分は来年の4月に229まで減らすということそのものをとめなきゃいけないと思っていますが、その点についてだけ最後、連合長に答えていただくのがいいんですか、そのことも含めて検討委員会で検討が進むんだろうと思いますが、お願いしたいと思います。

**両角昌英議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 議員の御意見は承りましたが、消防体制等検討委員会を立ち上げますので、その中で十分に議論して検討していきたいと思っております。

**両角昌英議長** 次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

**12番望月克治議員** 12番、日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。

医療と介護の一体改革の中で、国によって病院完結型の医療から地域完結型の医療への改革が進められ、地域の中でいわゆる在宅での医療と介護が求められ、地域包括ケアシステムの構築による在宅における医療と介護の連携が必要不可欠になっています。今までは病院に入院して治療やリハビリをしていた方が地域に戻ることであり、在宅で医療、介護、リハビリを受けることになるので、医療と介護の相互の連携力が求められます。

そうした中で介護現場では人手不足が問題化してきています。諏訪広域連合としても調査を始め、現在は各施設から寄せられた回答を集計している段階とお聞きしています。途中段階ではありますが、調査の結果、現状をどのように捉えているのか。また、今後どのような対応を検討しているのかをお聞きします。

まず、入院患者が病院から地域に帰る際に、治療以外に介護も必要になる場合、その患者の状況を介護を担う施設に引き継ぐ必要がありますが、引き継ぎの体制は構築されていますか。

次に、在宅での医療機関と介護施設との連携はとれていますか。

続いて、介護施設等の現場での問題点は把握していますか。

最後に、介護労働者の現状と労働環境の改善に向けた取り組みはなされていますか。

以上、答弁を求めます。

**両角昌英議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 望月議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、医療介護の連携につきましてお答えいたします。介護保険法には保健医療サービスと福祉サービスの連携等が明記され、医療、保健、福祉介護の一体的提供が必要とされています。具体的な医療と福祉介護の連携につきましては、構成市町村それぞれに地元医師会や病院と医療介護連携の取り組みを進め、例えば諏訪市においてライフドアすわ、茅野市では茅野市医療・介護支援窓口が設置されるなど、医療介護連携システムの整備が進んでおります。

入院患者の退院時の医療介護連携では、必要に応じ本人や家族、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員等が一堂に会し、退院カンファレンスを行い、医療、介護、福祉の関係者がそれぞれのサービスにおいて、患者の目標を共有しながら退院後の在宅生活を支える仕組みが構築されています。退院カンファレンスを行わない場合におきましても、入院時の状況を記した要約書、サマリー、これをケアマネジャー等関係者に提供する仕組みがつくられています。

また、在宅生活における医療介護連携につきましては、サービス提供事業者全員で行うサービス担当者会議が必須とされ、主治医を含めた関係者が対象者の目標やサービス提供の実施状況等を共有することとされています。また、サービス提供事業者間で日常的に情報を共有するため、対象者のもとに連絡帳を置き、サービス提供時の状況を記し共有する取り組みもあります。

御質問にありましたように少子高齢化時代が続く中、救急、延命、社会復帰を前提とした病院完結型医療から、高齢患者を中心とした病気と共存しながら生活の質を高め、地域で支えながら在宅生活を維持する地域完結型医療への転換が必要とされており、生活圏域内で暮らしが完結できる地域包括ケアシステムの構築を構成市町村と連携し引き続き進めてまいりたいと考えております。

続きまして、8月下旬より実施いたしました介護事業所へのアンケート調査についての御質問にお答えいたします。介護サービス提供事業所における介護従事者の雇用状況や人材確保の取り組み等について、事業所の現状把握を目的に圏域内397の事業所に対して実施いたしました。暫定的ではありますが、御回答をいただいた236事業所の集計から見てきた現状についてお答えいたします。

雇用している方の身分については、非正規職員を雇用していない事業所は41事業所で、率にいたしまして17%。非正規職員を雇用している事業所は187事業所で、率にしまして79%となっています。なお、人材派遣会社を通じて人材確保をしている事業所もございました。

次に、離職の主な理由については、子育てや介護等家庭の事情や健康上の理由など御本人の都合により離職する方が多い一方、職場の人間関係、仕事上のストレス、仕事に対する評価への不満等、職場に起因する理由で離職する方も少なくない状況があります。介護従事者の不足感は、4年程前からあるとの意見が多く見られました。介護分野だけでなく、どの産業分野も人手不足と言われますが、特にサービス業における人手不足が著しい状況にあると思われまます。

介護分野での人手不足に対し、保険者、広域連合としてできることといたしましては、情報提供

や相談などが考えられます。今回のアンケート結果を事業所等と広く共有をしながら、介護現場での人材確保、定着に向けた取り組みを関係機関等と検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** 答弁の中でいろいろ私の知らないものが出てきたのですけれども、サマリーという連絡帳というのは、それは様式というか、もうそれは全国統一的なものなのか、定型的なものなのか、それぞれの病院ごとに違うのか、その点をちょっとお聞かせください。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 先ほど御答弁させていただきました入院時の要約書、サマリーにつきましては、様式等につきましてはそれぞれだとは思いますが、ただ、その状況等を報告するという状況のものでございますので、各医療機関まちまちではあると思っておりますが、必要なものは共通している部分があるかと思っております。

それから、そのノートのことにつきましては、それは普通のノートを対象者のところに置いておいて、そこにサービスやヘルパーさんや訪問看護師等々が状況を随時書き加えていくということで、特に様式ではなくて物でございます。以上です。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** わかりました。ちょっとね、現状をたどるためにお話を少ししますけれども、諏訪中央病院の例で言いますとね、入院患者の8割が65歳以上なんですね。外来患者でも54.6%が65歳以上。要は入院も外来も高齢者が主だという現状があるんですね。その比率は年々増加しているというふうに聞いています。退院後、当座は医療を必要としなくても独居や高齢者の世帯もふえていますし、そういったところでは服薬、薬とかりハビリなどの面は介護施設に頼る面もあるはずですが。緊密な連携が今努力しているということでしたけれども、そのサマリーというものが非常にいいなと思ったんですが、私が思っていたのは最低限必要な情報をまとめた、情報共有の書式を諏訪広域連合でつくってしまう。そのことによってみんなが一つの書式になっていれば情報共有がしやすいし、こういう点に注意していくということがわかりやすくなると思うんですけれども、そういった考えはお持ちではないですか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 医療と介護のそれぞれの共通ベースとしてのフォーマットのお話かと思えます。それにつきましては検討の課題かと思えますが、各市町村の中においてもですね、その取り組みはされている状況という認識でおります。ただそれが公表されているかという話になるとどうかなと思うところもございしますが、広域全体の中では共通フォーマットはございませんが、各構成市町村の中では、非常に今は医療と介護の連携につきましてはの書面というかですね、フォーマットは検討いただいて実施をしている状況はあるというふうに捉えております。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** 各市町村でやっているというのは非常にいいことなんですけれども、圏域の

中でやっぱり患者さんなり、その介護を必要とする方が動くわけですね。施設でも他市町村から皆さん入ってこられるし、戻ればやっぱり他市町村に行くわけですから、そこでやはり情報の共有の仕方が一致していないと、スムーズに行かない面も必ず起こると思うんです。そういうことのために広域連合という組合があって、連携をとっていこうという形になっているので、そこは市町村に任せるだけではなくて、広域連合が音頭をとって書式をつくって、この諏訪広域連合の圏内にいる人は皆さん病院からうちに帰っても安心していただけるという状況をぜひつくっていただきたいなと思うので、御検討を進めていただければと思います。

一体改革の影響で病院も診療報酬を引き下げられて経営が大変厳しくなっています。病院も病床の変更などを余儀なくされて、さらに入院日数の基準もあるんですね。診療報酬の関係で。その基準も繰り返し短縮されている結果、結局在宅での治療や療養の必要性が増しています。入院していた病院と家族との情報共有は当然されていると思うんですけれども、在宅になった後の、かかりつけ医になっていきますよね、今度ね。そういうところと今まで入院していた病院などの情報共有、ここがしっかりできないとスムーズにつながっていかないと思うんですけれども、その点は連携に問題はないですか。しっかりとれているでしょうか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 御質問の中身としましては医療の病診連携の状況についてのお話かと思えます。恐れ入りますが、全体的な把握につきましてはですね、済みません、病診連携はどここの病院の地域はどうかという資料がございません。

細かくお答えできませんが、感覚的なところでいけば非常にこの茅野市や諏訪市のライフドアすわだとか、その病院と医療との市民の窓口。大きな病院になると病診連携室だとかいうところがございます、決して病院がそのまま、地域の開業医の先生はそのままという状況には諏訪の平はないのではないかとこのように考えているところでございます。

**両角昌英議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** ただいま課長がお答えしたことに補足いたしまして、先ほど答弁申し上げましたが、地域包括ケアシステムの構築というのは、まさに議員御指摘のポイントでございます。

それは介護保険だけで完結しません。医療といっても大病院、それから医師会の個々の診療所、それから介護、それから看護、あるいは介護につきましてもボランティアを含めてですね、そうした多くの業種の皆さんの連携協力を構築していくという必要がございます。

今まさにその取り組みの渦中でありまして、先ほどライフドアすわですとか茅野市医療・介護支援窓口を御紹介させていただきましたが、各構成市町村の中でもその取り組みを進めている段階というふうに御認識いただければと思います。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** ぜひそういう先進的なものを6市町村でどんどん進めて共有していくことを求めたいと思います。ただ、ライフドアすわのそういうところ、全国的に見ると割と病院から退院する退院支援に走っている面があるので、そうではない、本当に連携を取ることをしっかりやって

いっていただければと思いますので、注意深く進めていただきたいと思います。

介護施設の入所者で認知症の診断を受けた場合の施設対応についてお聞きします。放浪してしまう、勝手に出ていっちゃうとか、そういう方というのは出入り口やエレベーターの管理で対応すると思うんですけども、過日八ヶ岳寮でもちょっと問題になったものにも通じるかと思うんですけども、妄想癖。特に被害者妄想的なものが強い方というのは、その言動から家族であったり地域であったり施設の中の間人間関係などに影響が生じることが懸念されるんですけども、認知症の診断段階でそうした傾向を読み取って、施設や家族にその旨を正確に伝えて対処法を検討するということなどは行われていますか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 認知症の初期対応のお話かと思います。地域支援事業におきまして、各市町村におきまして認知症初期支援チームというものが岡谷市や諏訪市等々に設置をさせていただいています。その中で認知症初期支援チームにつきましては、認知症である方を早期に発見した医療機関であるとかいうところが、そのセンターにつないで、その家族等々に支援をまず初期段階からしていくという取り組みを地域支援事業の中で行っております。

ですので、その認知症の発見というのはなかなか明確にならず、やっぱり医者の前に行くとしやきっとしてしまっ、今まで自分の名前も言えなかったような人が言える、それは認定調査の段階でもそうだと思いますけれども、そんな状況の中で発見するときというのがどの程度進んでいるのかというのが非常に難しい段階だとは思いますが、今はその諏訪の平6市町村ともに認知症初期支援チームを活用しながら認知症の対応は今進んでき始めたと御理解いただければと。ただそれはなかなか表に見えるのかどうかということではございますが、各構成市町村の中では取り組みを進めていただいている状況でございます。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** 取り組みが進んでいるのは知っていますし、初期チームですか、それも国が進めていてできているのは知っているんですけども、その初期対応のチームをお願いして、まず来ていただいて話をしていきますよね。それが済んでしまっ、家族の中でもうまく何とかな、介護施設に行くとか介護認定を受けるとかという話になったときに御本人が納得しなかったり、施設利用を拒んだりしたときに家族も困ってしまっ、どうしようといってその初期チームに相談に行くと、もうその相談は受けたので、これ以上は家族で話し合っただかかないとという話になってしまうという事例も聞いているんですけども、そういったところをもう少し丁寧に寄り添っ、家族でできないから相談に行っているわけですから、そういうところまで支援していくという体制を整えていくということは難しいんでしょうか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 状況はそれぞれの状況だとは思いますが。ただ、その初期支援チームのほかにもですね、各市町村地域包括支援センターを持っています。そこがその二次的な対応と言っ方ではちょっと失礼かとは思いますが、実際の相談を受けて、いやそれは家族のためだよな

んていうことを言うような、もし包括支援センターがあればですね、それはどうでしょうかという気にはなりますけれども、6市町村内の地域包括支援センター等に御相談いただけることがまず必要ではないかなと考えております。

もし、対応的なところで不便があれば包括支援センターは広域が保険者として設置をしなければいけないところに委託をしている状況でございます。ですので、もし不備があれば保険者のほうからその事業所にはきちんと伝えなきゃいけないということだと思いますので、もし御指摘があれば遠慮なく言っていただければと思っております。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** ありがとうございます。そのように伝えていこうと思います。また、しっかりと対応していくように指導していただければと思っております。

家庭にしても地域や施設にしても、今後は医療との情報共有が住民が地域で安心して暮らしていく上で欠かせないものになるので、集まってそれぞれの問題点をあらわにして対応策を早急に立案する手だてを尽くしてもらうことを求めます。

次に介護現場での問題ですが、現在集計中の調査から問題が出された先、先ほど公表はということは答弁いただいているんですけども、公表にとどめずにそれを改善に結びつけていくための、こういう問題があるからどうしようと。例えば、消防で人員をどうするとか体制をどうするといったときに検討委員会をつくったような、そういった、そこまでは大げさかもしれないですけども、せっかく情報をいただいたので、それを生かしていく何か組織というか手法というのは検討されていますか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 本年8月下旬から上旬にかけましたアンケート調査、今、集計中でございます。この結果は非常に宝だと思っております。この宝をいかに現実的なものにするか。それは当課だけではなく、広域全体で改めて検討はさせていただかなければいけないことだと思いますし、人手不足が及ぼす介護の状況というものは被保険者の皆さんに多大な御迷惑をかけることになることは認識しているところでございますので、その方策、対応等につきましては、それぞれ検討はさせていただきたいと思っております。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** ぜひ検討して生かして、住民のためになるデータにしていただきたいと思います。

介護という仕事は、皆さんおっしゃるように医療と同様に低賃金、重労働のイメージが拭えないでいます。報酬改定はされましたが経営を続けるのがやっとという段階だと感じています。国の方針で地域密着型に誘導され、小規模施設が多数ある中で、その内部では人間関係による働きづらさもあるようです。アンケートの結果からも出ていると思いますけれども。系列施設があるチェーン店みたいなどころであれば人事交流も可能ですけれども、小規模経営では非常にそういうことが難しい面がありますよね。そうした単独の経営者が違う施設間の人材交流や人材バンク的な機関が必

要だと私は思っているんですけども、そうした場面でこそ、この広域連合という広域的な組織が強みを出せると思っているんですけども、そういった検討はなされているでしょうか。

**両角昌英議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 今の御質問でございますが、特に検討はしておりません。御意見として伺いしておきたいと思います。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** 経営者が違うので非常に難しい問題なんですけれども、そういったことをやっていかないと結局、人材確保に結びつかない。助かることは、介護制度って診療報酬が決まっているので給料に差が基本的に出ないので、場所が移るということが割とほかの職業と違って容易だと思っただけなんです。その点でぜひ人材交流的なものが促進されるような形を何かしら模索していただければと思いますのでよろしくお願いします。

あと労働環境というのは非常に大切に、特に人員の確保ですね、これは必要不可欠になります。

昨日の八ヶ岳寮の話でも、臨時職員の募集に応募がなかったのも、ちょっと決算上1人少なくなっちゃっていますが、やりくりで問題なくやっていますということでしたけれども、人を集めるためにはやっぱり賃金、給料を上げることが有効的だなと思うわけです。とはいっても今言ったように報酬単価は国で決められちゃっているので、基準があるし、それに上乗せをしていくというほどの財力も広域連合には多分ないでしょうね。そうすると、やっぱり大もとの国に診療報酬であるとかそういった改善を求めていくことが必要になるわけですね。広域連合としては、そうした現状を踏まえて、国などに意見を申し上げるというか、伝えて改善を求めていくというような手だてでは何か打っていますか。

**両角昌英議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 介護の現場もですね、公的な施設もあれば民間の施設もございます。そういう中で公的な施設のよさ、また民間のよさ、いろいろございます。そうした中でそれぞれの施設として努力されている部分もございます。介護報酬の関係につきましても、広く全体的な俯瞰をしながらですね、国としても検討されるものと思います。我々も組織を通じて状況の情報交換をしながら、今後の課題であると認識をしております。

**両角昌英議長** 望月克治議員。

**12番望月克治議員** 課題であると認識していただけたならば行動に移していただきたいなと思うところです。広域連合も一地方自治体なので、国にも県にも物を言うことは可能ですので、ぜひ声を上げていただければと思います。

高齢者世帯というのは国民生活基礎調査の結果によりますと、単独世帯、高齢者世帯の比率は上昇を続けています。平成25年には単独世帯で27.4%、高齢者世帯で50.9%、もう半分なんですよね。平成25年度のこれは国の調査結果ですので、今はもっと上がっているはず。自己負担と保険料の負担から、そういった方々がサービスの利用を控えたり、人員不足によってサービスの提供ができないというような事案が発生しないように、連絡調整にしっかりと努めて、利用

者や家族と医療福祉施設、そうした連携強化、まさに地域包括ケアシステムですね、これの構築をしっかりと強めていただくことをお願いして質問を終わります。

**両角昌英議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

休 憩 午前11時27分

---

再 開 午前11時40分

**両角昌英議長** 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○日程第 2

議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について

○日程第 3

議案第20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第 4

認定第 1号 平成29年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5

認定第 2号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 3号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 4号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 5号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

**両角昌英議長** 日程第2 議案第19号から日程第8 認定第5号までの7件を一括議題といたします。

この7件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

**五味平一総務消防委員長** それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された3件の議案審査に当たり、10名の委員全員出席のもと、金子広域連合長、今井副広域連合長、五味副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、関係各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、認定第1号 平成29年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告します。

質疑、討論はなく、採決の結果、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第4号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告します。

審査の過程において、県防災ヘリコプターの墜落事故を受け、今後の山岳救助体制をどのように考えているのかとの質疑に対し、山岳救助は本来の消防業務の一つと考えるが、山岳救助に対する装備、技術、知識が必要であるため、現在は県警と遭難対策協議会が対応している状況。今後は計画的に装備の充実及び技術の習得に取り組んでいくとの答弁があり、また、消防職員被服費の執行額についての質疑に対し、予算現額921万2,000円、執行額921万1,172円との答弁があり、防火服等の被服は消耗が激しいと思われるが、現行の予算額で充足しているのかとの質疑に対し、限られた財源の中、優先順位をつけて計画的に山岳装備、防火服等そろえていきたいとの答弁がありました。

また、今年、駅では不審物が見つかり対応した事案があったが、平成29年度は同様の事案があったかとの質疑に対し、平成29年度以前にはそのような事案はなかったの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第5号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について報告をします。

審査の過程において、基金運用益の用途について見直す予定はあるのかとの質疑に対し、現在行っている婚活事業及び花いっぱい運動については住民満足度の高い事業であり、直ちに見直すことは考えていないが、正副連合長と協議する中で決めていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

以上、報告を終わります。

**両角昌英議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

**林元夫福祉環境委員長** それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された5件の議案審査に当たり、11名の委員出席のもと、柳平副広域連合長、青木副広域連合長、名取副広域連合長、各課長、各施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、3月定例会において改正した際に、誤りがあったということによろしいかとの質疑に対し、御指摘のとおりとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会では全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、返還金が高額となっているが、年度の途中で予測できたことなのか、結果としてわかったことなのかとの質疑に対し、国庫負担金の交付が過大であったことから、年度途中での予測はできず、結果として過大となりましたとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会では全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、認定第1号 平成29年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について報告いたします。当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、採決の結果、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第2号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、平成29年度に要介護状態となり特養等の施設に移られた方は何名いたか。

また、年度末における特養待機者は何名いたかとの質疑に対し、移行者は特養に2名、養護老人ホームへ1名、待機者は1名との答弁がありました。

介護が必要になった入所者は、介護保険サービスを受けているかとの質疑に対し、救護施設は介護保険の適用除外施設であることから、介護保険サービスを利用できないため、施設職員により介護を行っているとの答弁がありました。

一時的な緊急保護で5名を受け入れ、全ての利用者が地域復帰を果たしたとあるが、生活能力を回復した上での復帰であるかとの質疑に対し、緊急一時的な受け入れで支援を行い、退所後の生活支援は福祉事務所が責任を持って行っているとの答弁がありました。

八ヶ岳寮では職員が足りているかとの質疑があり、人員の確保は厳しくなっているが、現在の体制で支援の維持が図られているとの答弁がありました。

居宅訓練を経て1名が地域移行をしているが、その方の年齢と移行後の生活状況はどの質疑に対し、50代の者で単身生活であるとの答弁がありました。

入院日用品費はどのようなものか、また、小遣いの用途はどの質疑に対し、入院日用品費は入院中に必要な消耗品等の経費である。小遣いは嗜好品等の購入に充てられているとの答弁がありました。

職員のストレスチェックの結果はどの質疑に対し、高ストレス者は、広域の平均では7%程度だが、八ヶ岳寮では平均より高いとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第3号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、滞納による差し押さえ等ペナルティーを受けている方がいるのか、また、滞納整理機構の利用は考えているかとの質疑に対し、差し押さえは行っておらず、給付制限は平成

29年度においては8名の方に実施した。滞納整理機構の利用は現在のところ考えていないとの答弁がありました。

繰越額が高額であるが、基金等への積み立ては考えないのかとの質疑に対し、繰越額は国庫負担金等の返還の財源になるものであり、返還等の残余を見ながら可能な額を基金へ積み立てるとの答弁がありました。

総合事業は、要介護認定者を減らし介護給付費の減額を図るものではないのか、また、総合事業は、被保険者、要介護認定者、事業者、保険者にどのような影響があったかとの質疑に対し、総合事業は迅速なサービス提供を可能とするものであり、必ずしも給付費の減額を目的とするものではない。また、総合事業の評価については今後行っていきたいとの回答がありました。

補足給付費の減額の理由についての質疑があり、非課税年金を収入に算入することになり、負担段階が上がったため、一部の被保険者の負担がふえ、その分給付費が減少することになったとの答弁がありました。

討論においては、総合事業は介護給付費抑制策でしかなく、必要とされるサービスを打ち切るものである。また、保険給付費は伸びているものの、必要な方に必要な介護サービスが提供されているのか不安である。さらに第6期に計画した施設整備が進まず、特養待機者が減少しないことで重症化や家族の負担増につながりかねないことも問題と考え、本決算の認定に反対との討論がありました。

それに対し、国の制度に基づき適正に行われているため、本決算は認定すべきであるとの賛成の討論がありました。

採決の結果、当委員会では賛成多数で認定しました。

以上、報告を終わりといたします。

**両角昌英議長** ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第19号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成29年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。望月克治議員。

**12番望月克治議員** 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、非認定の立場で討論をさせていただきます。

平成29年度から実施された総合事業は、介護保険制度から外れた安上がりのサービスとして認識され、介護保険制度を利用しない人があらわれているようです。国民が地域で安心して暮らしていけることを目指した制度設計から逸脱したものであることがあらわになってきていると感じます。

平成29年度の事業運営状況を見ても、高齢化は進み、高齢者はふえているにもかかわらず、認定者の増加は伴っていません。利用率も低下傾向にあります。そうした中でも、要支援などの認定度の低い層は増加傾向を保っていますが、要介護5認定者は減っています。

さらに、低所得者対策の助成事業に関しては、対象者はほぼ同数か若干の伸びがあるにもかかわらず、利用率は対前年比で見ると軒並み減少しています。利用を控えているということが考えられます。要支援者や認定されていない方が利用している総合事業は、卒業の名で必要とされるサービスを打ち切る。介護サービスを申請する人を基本チェックリストだけでサービスの必要はないと門前払いするなど、支出を抑制することが目的のようにも見えます。当広域連合における総合事業についても検証は不可欠です。

そして、施設整備の点では第6期事業計画に沿った施設整備ができなかったことで特養待機者はなかなか減らず、重症化や家族の負担増につながりかねないことも問題です。高齢化率上昇、独居老人や老老介護世帯の増加、高齢者の貧困、孤立も全国的な問題となっています。決して高くない保険料を払い続けても、いざというときには使えない制度という住民の不信感が残念ながら年々高まっています。

平成29年度事業運営状況の不納欠損の事由別で制度不満、行政不信が3.24%というところにもあらわれているのではないのでしょうか。介護保険制度が必要な介護サービスが保障される制度へと転換されること。このことを多くの住民が望んでいます。その願いに応えている内容とは理解できないことから、本決算に反対します。

**両角昌英議長** ほかに討論はありませんか。北沢千登勢議員。

**13番北沢千登勢議員** 賛成の立場で討論いたします。

改正介護保険制度は、制度を持続可能にするために必要な改正であり、より平等性を高めるものであって、決して弱者を切り捨てるものではないと考えております。平成29年度介護保険特別会計決算は、介護保険制度の運営が確実に実施され、予算執行が適正に行われております。

また、先ほど特養の施設整備についての御指摘がありましたけれども、それにつきましては介護職員の確保とともに年度を追いながら順次整備していくという御答弁がございました。

介護保険制度がこれからますます一層住民に身近で安心感のある制度となることを期待いたしまして、賛成の討論といたします。

**両角昌英議長** ほかに討論はありませんか。小池勇議員。

**21番小池勇議員** 議席番号21番、小池勇です。委員会審査の結果を支持する立場で討論します。

本決算が、予算として決定された当時私は広域の議員ではなかったので、詳細な経緯は承知していません。ただ、平成30年度予算の審議には加わり、そのときにある違和感を覚えました。

私は、広域連合が行っている介護保険事業に関しては知識が乏しく偉そうに物を言える立場ではありませんが、決算額で185億円を超えるこの事業が介護を受ける側、介護を提供する側、双方にとって今や欠かせないものであると思っています。

委員会審査ではさまざまな意見を拝聴しました。仕組みが納得できないから決算を認定できないとの討論があり、不備もあるが、必要な事業であるから改善に努めてほしいという討論もありました。私はこの事業が国の制度にのっとって運営されている以上、思うようにならない部分があることはやむを得ないと考えています。内部で改善できることは速やかに改善すべきですが、国に要望すべきは、意見書提出等の方法で対応すべきと考えます。

自分の思いと違うから全否定するということは、角を矯めて牛を殺すことであり現実的ではないと考えます。大勢の介護を必要としている皆さんを泣かせないため、認定に賛成であります。

**両角昌英議長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。本案は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立を求めます。

〔起立多数〕

**両角昌英議長** ありがとうございます。

起立多数であります。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出

決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**両角昌英議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

**両角昌英議長** 以上をもって、本定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午後 0時05分

---

**両角昌英議長** 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、提出申上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御議決、御認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

今後も諏訪広域の一体的な発展のために、調和のとれた魅力ある圏域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後ともお力添えのほどをお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位を初め関係する皆様方の一層の御健勝、御活躍を御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

**両角昌英議長** これをもって、平成30年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午後 0時07分

---

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長                    両 角 昌 英

5 番                    牛 山 智 明

1 8 番                  笠 原 順 子



## 議案等の審議結果

広域連合長提出

| 事 件 番 号     | 上程月日     | 付 託 委 員 会     | 議 決 月 日  | 審 議 結 果 |
|-------------|----------|---------------|----------|---------|
| 議 案 第 1 9 号 | 30. 9.26 | 福 祉 環 境 委 員 会 | 30. 9.27 | 原 案 可 決 |
| 議 案 第 2 0 号 | 〃        | 〃             | 〃        | 〃       |
| 認 定 第 1 号   | 〃        | 各 常 任 委 員 会   | 〃        | 原 案 認 定 |
| 認 定 第 2 号   | 〃        | 福 祉 環 境 委 員 会 | 〃        | 〃       |
| 認 定 第 3 号   | 〃        | 〃             | 〃        | 〃       |
| 認 定 第 4 号   | 〃        | 総 務 消 防 委 員 会 | 〃        | 〃       |
| 認 定 第 5 号   | 〃        | 〃             | 〃        | 〃       |